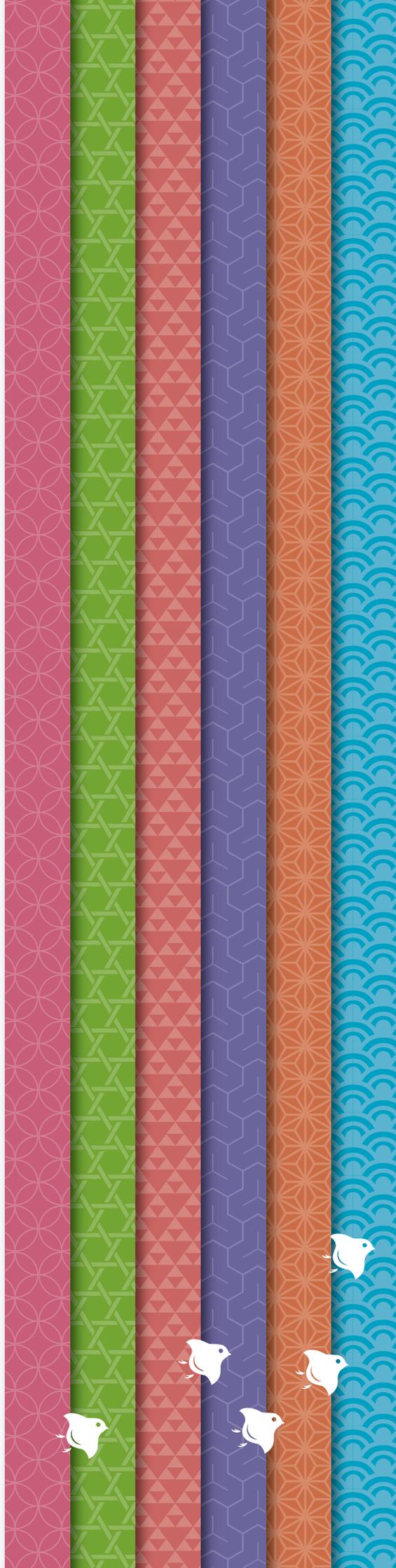


THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

京都信用保証協会

レポート

2018





理事長 麻生 純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2018」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の業務内容や取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、最近の府内経済情勢に関しては、緩やかな回復基調を持続しています。企業の生産・輸出は増加基調にあり、設備投資に関しても製造業・非製造業ともに前年度を一段と上回る計画となっています。一方、後継者問題の深刻化や人手不足等の問題に加え、先の大阪北部地震や平成30年7月豪雨の影響等の自然災害、海外では米国を始めとした保護主義政策の加速による貿易摩擦や原油価格の高騰など今後の不安定要素も多く、中小企業を巡る状況は必ずしも楽観視できるものではありません。

こうした情勢のもと、平成30年度より信用保証協会法等の改正に伴い信用保証制度の運用が一部変更になったことを受け、当協会におきましては京都府・京都市協調融資制度の拡充に加え、これまで以上に創業や再生支援をはじめとした各種経営支援業務に力を入れています。また、今年度に入り、企業の事業承継や海外展開を後押しする専用相談窓口の創設、各種セミナーの開催など新たな取組みにも積極的に取り組んでおり、「金融と経営の総合支援サービス機関」として府内中小企業のニーズに対してきめ細やかに対応できる体制の構築に努めています。

来年2月には本所事務所の移転、同年9月には創立80周年を迎えるにあたり、更に20年先の100周年をも見据えた新しい協会づくりについて役職員全員が知恵を出し合い議論を進めているところであります。平成30年度につきましても、これまで以上に関係機関との連携を強化し、中小企業のライフステージや経営者目線に立った金融・経営支援や生産性向上支援に積極的に取り組み、魅力あふれる地域づくりに貢献できるよう尽力して参りますので、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

| | |
|-------------------|----|
| 経営理念 | 1 |
| 協会の概要 | 2 |
| 中期事業計画・年度経営計画について | 3 |
| 平成29年度の主な取組み | 6 |
| 信用保証の実績 | 14 |
| 平成29年度事業報告 | 24 |
| 信用補完制度について | 29 |
| 信用保証の概要 | 32 |
| コンプライアンス態勢 | 40 |
| 役員構成 | 44 |
| 組織機構図 | 45 |
| 本所・支所のご案内 | 46 |

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

概要

平成30年3月31日現在

| | | |
|--------|---|--------------------|
| 名称 | 京都信用保証協会 | |
| 設立認可 | 昭和14年8月1日 | |
| 根拠法律 | 信用保証協会法 | |
| 役員構成 | 京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等 | |
| 所在地 | 京都市右京区西院東中水町17番地（京都府中小企業会館内） | |
| 基本財産 | 537億円 〈内訳〉 基金 76億円 基金準備金 461億円 | |
| 利用企業者数 | 25,325企業（府内中小企業者の約30%） | |
| 事業規模 | 保証承諾額（平成29年度） | 9,597件 1,876億円 |
| | 保証債務残高 | 47,293件 6,588億円 |
| 役職員数 | 常勤役員 | 5名（非常勤役員16名） |
| | 職員 | 157名 |

創立からのあゆみ

| | |
|-------------|--|
| 昭和14年 4月27日 | 社団法人京都信用保証協会設立総会開催 |
| 昭和14年 8月 1日 | 社団法人京都信用保証協会設立認可 |
| 昭和14年 8月31日 | 社団法人京都信用保証協会設立登記完了 |
| 昭和14年 9月 6日 | 業務開始 所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内 |
| 昭和25年 3月25日 | 本所事務所移転 所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2 |
| 昭和30年 7月26日 | 信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可 |
| 昭和30年 7月29日 | 信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了 |
| 昭和30年 8月 1日 | 本所事務所移転 所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51 |
| 昭和49年 9月 2日 | 本所事務所移転 所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内 |
| 昭和50年 3月 | 保証債務残高1,000億円突破 |
| 平成 9年12月 | 保証債務残高5,000億円突破 |
| 平成21年 9月 | 保証債務残高1兆円突破 |
| 平成26年 9月 6日 | 創立75周年を迎える |

中期事業計画・年度経営計画について

第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

京都信用保証協会は、これまでの「金融と経営の総合支援サービス機関」としての取組みを更に充実させ、顧客目線に立って府内中小企業者等に寄り添った質の高い金融支援・経営支援業務により、地方創生・地域活性化に貢献して参ります。

コンプライアンス及び危機管理態勢についても一層強化するとともに、財政基盤の強化を図り、より信頼される保証協会を目指します。また、風通しの良い職場環境作りと人材育成、平成30年度中の本所移転によるハード面の整備に加え、ソフト面でも各関係機関とのネットワークを一層強化させることにより、中小企業者等に対するサービス向上をこれまで以上に進めていきます。

以上を踏まえ、平成30年度から32年度までの3年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組んで参ります。

- 1 中小企業者等の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進
- 2 中小企業者等の経営支援・事業再生の促進に関する取組みの推進
- 3 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進
- 4 適正保証及び各種保証制度の推進
- 5 個々の債務者や保証人の実情に合わせた効率的回収
- 6 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化
- 7 将来に向けた新たな機能や役割の構築と活力ある組織体制

■ 平成30年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

高度成長期の「いざなぎ景気」を超え戦後2番目の長さとなった景気回復の影響もあり、京都府内の景気動向は回復基調が持続しています。製造業の生産活動については、生産、輸出ともに増加傾向にあり、特にスマートフォンや車載向けの電子部品・デバイスに加え、半導体や生産設備関連向けの一般・精密機械が堅調な伸びを見せており、拡大の牽引役となっています。しかしながら、府内地場産業でもある和装繊維関連に関しては、一部に下げ止まりの兆候が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

一方、非製造業に目を向けると、訪日観光客が一段と増加傾向にあり、高い客室稼働率を維持する旅館・ホテル等のほか、百貨店売上についても訪日観光客による旺盛な購買意欲の恩恵を受け底堅い推移を見せています。このような状況の下、設備投資については、製造業・非製造業ともに前年度を大きく上回る計画となっており、今後の先行きに関しても、企業収益改善に伴い成長分野に対する積極的な投資拡大が期待されています。

個人消費については、景気回復の実感に乏しいものの、緩やかに持ち直しの兆しを見せています。しかしながら、乗用車新車登録台数やスーパー売上高など依然として弱含みの側面を含んでいることは否めません。

府内有効求人倍率は、1.4～1.5倍台と高水準で推移し、同時に完全失業率も低い水準を維持しており、雇用環境は着実に改善傾向にあります。

(2) 中小企業者等を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の景況感は、全体として改善傾向にあります。小規模事業者数の減少が続いており、また、後継者不足や人口減少・少子高齢化に伴う人材不足等構造的な問題の影響が見られます。東京商工リサーチによると、府内の平成29年1月から12月までの負債総額1,000万円以上の倒産は、240件（前年同期比105.7%）、金額167億円（同40.2%）となっており、全般的には資本力に乏しい中小企業者等を中心に倒産が集中しています。景気好循環の流れは、実態として府内経済を支える中小企業者等全体にまで波及しているとは言えず、今後は国内をはじめ海外経済や金融市場の動向に大きく左右されることが予想され、予断を許さない状況にあります。

2. 業務運営方針

信用保証制度改正の初年度に当たり、これまで実施してきた「金融と経営の総合支援サービス機関」としての取組みを更に充実させ、府内中小企業者等に寄り添った質の高い金融支援・経営支援業務により、地方創生・地域活性化に貢献します。条件変更による返済猶予や返済緩和から脱しきれていない企業が依然として多く、引き続き中小企業者等のニーズに応じた経営支援・再生支援を行うなど、金融機関、関係機関等と緊密に連携した「オール京都体制」での伴走支援に取り組んで参ります。

債権管理については、引き続き効率的に求償権の管理・回収に努めます。

コンプライアンス及び危機管理態勢について一層強化するとともに、財政基盤の強化を図り、より信頼される保証協会を目指します。また、風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めます。

今年度は本所事務所移転を控えハード面の整備に加えて、ソフト面でも各関係機関とのネットワークを一層強化させることにより、中小企業者等に対するサービスを充実させます。また、大学との包括連携協定に基づく取組みを実施し、地域活性化や人材育成に貢献します。

以上を踏まえ、平成30年度は、次の事項を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ①中小企業者等の様々な資金ニーズに対応するため、京都府、京都市協調融資制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。
- ②金融機関と緊密に連携し、中小企業者等の事業性を評価した金融支援を行います。
- ③創業セミナーや創業勉強会を実施するとともに、創業計画の策定支援や行政機関、金融機関、関係機関等との連携を図るなど、創業者に寄り添った創業支援を強化します。
- ④事業承継問題を抱えている中小企業者等を訪問し、中小企業診断士等外部専門家の派遣や経営アドバイス、事業承継計画策定支援など支援メニューを活用した取組みを行います。
- ⑤中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ⑥企業訪問による実態把握と金融機関との緊密な連携により、条件変更企業の早期経営改善による返済正常化と正常返済先の生産性向上に向けた経営支援を行います。
- ⑦再生支援先に対し適宜モニタリングを行い、業況改善と正常化に向けた有効な支援策を講じる等、地域企業の再生に積極的に取り組みます。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ①代位弁済後において、速やかな求償権先の実態把握に努め、回収可能性の早期見極めと適切な初動対応、進捗管理の徹底により、効率的な債権管理を行います。
- ②事業継続及び再生が見込める求償権先について、「京都バリューアップサポート」を活用し経営支援を実施するとともに再生支援を推進します。
- ③十分な返済能力に欠けるものの、誠意ある求償権保証人に対し、一部弁済による保証債務免除を推進します。
- ④管理事務停止や求償権整理を推進するなど、合理的かつ効率的な債権管理に努めます。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ②公正・公平・平等な業務を徹底し、反社会的勢力等の関与案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。

3. 保証承諾等の見通し

平成30年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

| 項目 | 金額 | 前年度計画比 |
|--------|---------|--------|
| 保証承諾 | 1,750億円 | 97.2% |
| 保証債務残高 | 6,000億円 | 90.9% |
| 代位弁済 | 150億円 | 88.2% |
| 回収 | 31億円 | 91.2% |

平成29年度の主な取組み

創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

平成29年度の創業に係る保証承諾は、創業関連保証の積極的な推進等の効果もあり143件（前年度比116.3%）7億4百万円（同120.8%）と大幅に増加しました。

また、創業計画策定等を支援する「チャレンジ」創業バリューアップサポートは、年度内に10企業（チャレンジⅠ・Ⅱ）の支援が完了しました。

○創業セミナー“京、コトはじめ”開催

平成29年5月13日、27日、当協会が主催する女性のための創業セミナー“京、コトはじめ”を開催し、2日間で108名の方に参加いただきました。また、セミナー参加者のうち、具体的に創業を計画している19名を対象とした“京、コトはじめ”勉強会も開催しました。



〈創業セミナー“京、コトはじめ”〉



〈“京、コトはじめ”勉強会〉

○創業サポーター認定制度の創設

創業支援体制を強化するため、当協会では「創業サポーター認定制度*」を創設しました。平成29年度は、第1期生となる16名の創業サポーターを認定しました。

※創業サポーター認定制度：職員自らが身近な相談役として、創業希望者に的確なアドバイスを行うスキルを養成する当協会独自の認定制度です。



○創業チャレンジ窓口を拡充

創業予定者・創業後5年未満の方を対象にした専用相談窓口「創業チャレンジ窓口」をこれまでの本所（企業支援部）の他、平成29年度からは各支所にも設置しました。今後も、お客様に寄り添った支援策の充実に努めて参ります。

経営支援の取組み

オール京都による統合型中小企業支援モデルのもと、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を補助しています。

平成29年度は91件・約15百万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、541件、約85百万円の費用補助実績となっています。

○京都バリューアップサポート

【京都バリューアップサポート派遣メニュー別完了実績】

| メニュー | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| フルサポート | 34 | 78 | 41 | 126 | 97 | 111 | 487 |
| ワンデイサポート | 25 | 25 | 11 | 83 | 49 | 48 | 241 |
| プラスサポート | | 3 | 19 | 22 | 20 | 11 | 75 |
| スーパーサポート | | | | 42 | 62 | 67 | 171 |
| チャレンジ（Ⅰ・Ⅱ） | | | 5 | 10 | 11 | 10 | 36 |
| 合計 | 59 | 106 | 76 | 283 | 239 | 247 | 1,010 |

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から1,000社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポート概要】

| 名称 | 派遣内容 | |
|---------------|----------|---|
| 京都バリューアップサポート | フルサポート | 専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。 【派遣回数：最大5回】 |
| | ワンデイサポート | 事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。 【派遣回数：1回】 |
| | プラスサポート | ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業様に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。 【派遣回数：最大3回】 |
| | スーパーサポート | 経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。 【派遣回数：最大12回】 |
| 創業バリューアップサポート | チャレンジⅠ | 創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。 【派遣回数：5回程度】 |
| | チャレンジⅡ | 創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。 【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】 |

○京都プロアップサポート

生産性向上を目指す企業を対象に中小企業診断士等専門家と連携のもと、ローカルベンチマークを活用した経営環境分析を実施した上で、経営力向上計画の策定支援を行う「京都プロアップサポート」を創設しました（専門家派遣費用は、全て当協会負担）。初年度となる平成29年度は、計41件の支援を実施しました。

平成29年度の主な取組み

■ 再生支援の取組み

業況不振に陥った中小企業を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援資金（旧中小企業再生支援融資）の活用等により積極的に再生支援に取り組んでいます。平成29年度は、金融機関や行政機関など再生担当者が一堂に会する「京都再生ネットワーク会議」を年2回（6・11月）開催しました。なお、11月に開催した第2回会議では、行政・金融機関の担当役員の方にも参加いただき、情報共有をはじめ更なる連携強化を図ることができました。

1. 中小企業再生支援協議会二次対応企業に対する協会関与（平成30年3月末）

（金額単位：百万円）

| | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 合 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 保証承諾企業数 | 0 | 10 | 14 | 18 | 11 | 17 | 20 | 15 | 17 | 49 | 68 | 51 | 20 | 11 | 15 | 336 |
| 条件変更企業数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 15 | 34 | 49 | 21 | 22 | 11 | 156 |
| 第二会社方式他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 |
| 合 計 | 0 | 10 | 14 | 18 | 12 | 17 | 21 | 16 | 18 | 64 | 102 | 101 | 42 | 35 | 27 | 497 |
| 従業員数 | 0 | 485 | 636 | 1,211 | 363 | 979 | 1,382 | 645 | 1,142 | 1,966 | 3,948 | 4,456 | 1,648 | 998 | 1,107 | 20,966 |
| 保証件数 | 0 | 24 | 43 | 55 | 28 | 37 | 64 | 59 | 51 | 129 | 158 | 91 | 32 | 19 | 30 | 820 |
| 保証承諾額 | 0 | 1,755 | 3,075 | 4,479 | 2,672 | 3,234 | 5,640 | 3,607 | 3,902 | 8,850 | 10,341 | 4,919 | 1,580 | 1,061 | 1,623 | 56,739 |

2. 京都府・京都市協調中小企業再生支援資金（平成17年4月創設～平成30年3月末）

（金額単位：百万円）

| | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 合 計 |
|------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 企業数 | 93 | 66 | 52 | 59 | 55 | 74 | 64 | 78 | 109 | 86 | 41 | 25 | 30 | 832 |
| 従業員数 | 4,686 | 2,095 | 1,983 | 1,970 | 2,453 | 2,137 | 1,798 | 1,503 | 1,701 | 1,288 | 642 | 383 | 442 | 23,081 |
| 保証件数 | 179 | 139 | 99 | 147 | 178 | 215 | 185 | 236 | 266 | 186 | 114 | 79 | 87 | 2,110 |
| 保証金額 | 16,673 | 11,043 | 9,541 | 12,387 | 16,777 | 20,311 | 14,681 | 16,509 | 17,629 | 10,550 | 5,977 | 5,638 | 5,164 | 162,880 |

再生支援にかかる平成29年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、17企業16億23百万円で、引き続き全国1位となりました。

京都府・京都市協調中小企業再生支援資金による再生の取組みは、30企業51億65百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員442名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行ってまいります。

京都再生ネットワーク会議講演内容

| 開催日 | 講師 | 講演内容 |
|-------------|--|---------------------|
| 平成29年6月16日 | 財務省 近畿財務局 理財部 検査監理官 多賀 淳一様他 | 「金融検査が目指してきているものとは」 |
| 平成29年11月24日 | 金融庁 監督局銀行第二課 地域金融機関等モニタリング室長 日下 智晴様 | 「地域活性化と企業再生支援」 |

（※会議開催日時時点の役職を記載しています。）



《平成29年度第1回再生ネットワーク会議》



《平成29年度第2回再生ネットワーク会議》



《役員懇談会》

■ 事業承継支援の取組み

当協会では、「事業承継サポート保証」等の事業承継専用保証制度の他、中小企業診断士等専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」、京都府事業引継ぎセンターや京都中小企業事業継続・創生支援センター等「関係機関との連携支援」、以上3つのメニューで事業承継支援に取り組んでいます。また、経営者の高齢化や後継者不在など事業承継に関するご相談を承っています。



○事業承継支援に係る訪問・面談の取組み

事業承継に関するニーズが高まる中、65歳以上の経営者の方に対する当協会職員の企業訪問を実施しました。平成29年度は、本支所合計807件を訪問、後継者の有無や事業承継に関する悩みをヒアリングした上で、当協会の保証制度や支援体制等を紹介しました。こうした取組みの結果、事業承継専用保証の承諾実績が2件ありました。

広報活動

ホームページによる情報発信

当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しています。また、どこでも当協会ホームページを快適にご覧いただけるようスマートフォンやタブレット端末での表示にも対応可能となりました。今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新しますので、ぜひご活用下さい。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配布しています。

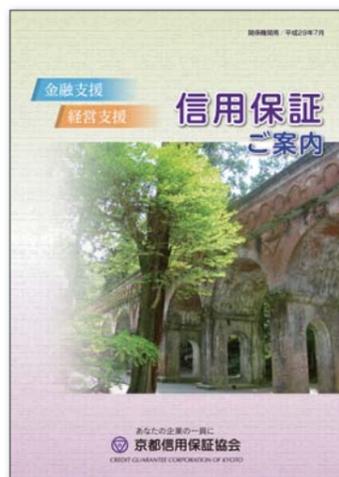
昨年度に引き続き、平成29年度も嵯峨美術大学との産学連携プロジェクトとして「保証月報」表紙の作画を依頼しており、「京都の四季」をテーマに学生が描き上げた色鮮やかなデザインが表紙を飾りました。



※「保証季報」につきましては当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧下さい。

リーフレット・信用保証ご案内の発行

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニューなど、中小企業や関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



経営者のための事業承継ガイドブック発行

経営者の高齢化や後継者難で企業の休廃業が増加する中、事業承継支援に関する事例等を紹介するため、「経営者のための事業承継ガイドブック」を作成しました。当ガイドブックには、実際にあった中小企業者からのご相談に対する各分野の専門家の助言や必要手続き等を親しみやすいマンガ調で掲載しています。なお、制作に関しては嵯峨美術大学との産学連携にて取り組んでいます。



報道機関へのニュースリリース

平成29年10月14日「女性起業家、京滋で増」
京都新聞掲載



平成30年5月2日「事業概況」
京都新聞掲載



産学連携や地元中小企業とのノベルティ制作

嵯峨美術大学との産学連携の一環として、当協会では初めての試みとなる「卓上カレンダー」を制作しました。かねてより同大学には、「保証月報」の表紙デザインを依頼していましたが、今回は平成27年度に採用した「京の花めぐり」と題した12枚の作画をカレンダーに採用しています。その他、地元中小企業の協力を得て、デザイン等に工夫を凝らした京都らしいノベルティグッズを制作しています。今後も、企業や大学との連携に積極的に取り組み、地域に貢献できるよう努めて参ります。



ビジネスフェアへの出展

平成29年10月18～19日に「中信ビジネスフェア2017（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」、平成30年2月15～16日に「京都ビジネス交流フェア2018（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）」がそれぞれ京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会も出展しました。

各ビジネスフェアでは、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、当協会の創業・経営支援の取組み等についてご案内しました。



(中信ビジネスフェア2017)



(京都ビジネス交流フェア2018)

会議・研修に講師を派遣しました

平成29年9月19日に開催された、京都西南ロータリークラブ例会講演に嵯峨専務理事、平成29年12月11日、五会合同研修会に上原常務理事が講師として参加しました。

信用保証制度のほか、当協会が取組む専門家派遣事業、事業承継支援の取組み等を紹介するとともに、関係団体との連携強化を図ることができました。



(京都西南ロータリークラブ例会講演)

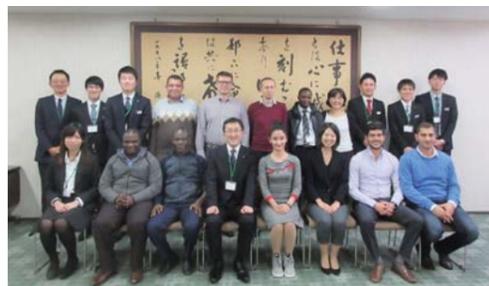


(五会合同研修会)

海外視察研修を受け入れました

平成29年11月27日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修の受け入れを行いました。海外視察研修の受け入れは、平成15年以降毎年続いており、今年で15回目となります。

今回は、アフリカ地域を中心に9か国9名の研修員が来協され、信用補完制度や当協会の最近の取組事例について説明しました。



暴力追放功労団体表彰（全国表彰）を受賞しました

当協会では、長年にわたり京都府暴力追放運動推進センターとの連携など、組織を挙げた反社会的勢力等の介入排除等の取組みに尽力して参りました。

こうしたこれまでの取組みが暴力団等にかかる犯罪等の防止に貢献したとして、平成29年11月28日、東京・明治記念館で開催された平成29年度全国暴力追放運動中央大会において、警察庁・全国暴力追放運動推進センターより「暴力追放功労団体表彰」を全国の保証協会単独では初めて受賞しました。



地元大学との包括連携協定を締結しました

平成30年3月5日、京都府立大学、京都産業大学、龍谷大学との間で包括連携協定を締結しました。当協定は、地域経済の活性化や人材育成、産学公連携の推進に関し、それぞれが有する資源を活用し、相互に連携することで、地域の創生・発展に寄与することを目的としています。今後、講演会等への相互講師派遣、インターンシップの受け入れ等による人材交流や知見の向上等、地域社会における実践的な人材育成等の取組みを進めます。



T K C 近畿京滋会との覚書締結について

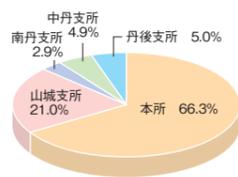
スムーズな信用保証や経営支援を実現するため、T K C 近畿京滋会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結し、「T K C モニタリング情報サービス」の利用を開始しました。今後は、同サービスの利用によりこれまで以上に中小企業者の持続的な成長支援や同会との連携強化に努めます。

信用保証の実績

◆ 平成29年度 事業概況

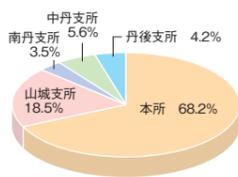
保証承諾 (単位: 百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-------|---------|-------|
| 本所 | 5,929 | 124,463 | 92.3 |
| 山城支所 | 2,257 | 39,375 | 104.3 |
| 南丹支所 | 334 | 5,380 | 93.6 |
| 中丹支所 | 563 | 9,122 | 81.3 |
| 丹後支所 | 514 | 9,298 | 104.7 |
| 合計 | 9,597 | 187,638 | 94.6 |



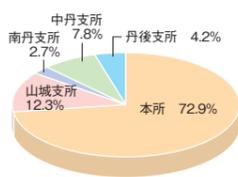
保証債務残高 (単位: 百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|--------|---------|------|
| 本所 | 30,811 | 449,183 | 90.9 |
| 山城支所 | 9,199 | 122,116 | 94.0 |
| 南丹支所 | 1,974 | 23,016 | 90.7 |
| 中丹支所 | 2,878 | 36,989 | 93.5 |
| 丹後支所 | 2,431 | 27,534 | 93.2 |
| 合計 | 47,293 | 658,838 | 91.7 |



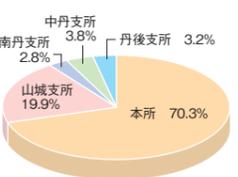
代位弁済 (単位: 百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-----|--------|-------|
| 本所 | 530 | 8,696 | 102.7 |
| 山城支所 | 124 | 1,466 | 56.3 |
| 南丹支所 | 24 | 324 | 174.5 |
| 中丹支所 | 56 | 933 | 117.2 |
| 丹後支所 | 38 | 506 | 142.5 |
| 合計 | 772 | 11,925 | 96.1 |

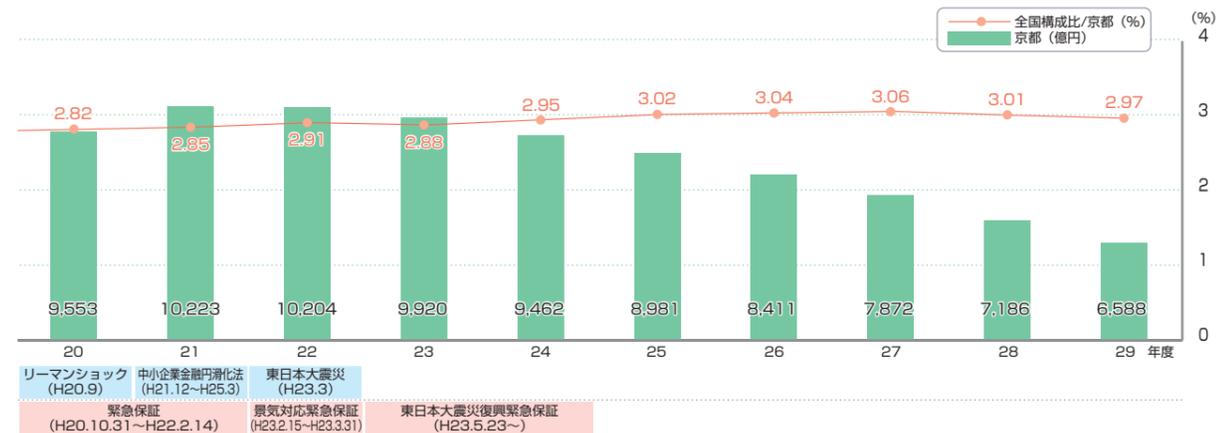


求償権回収 (単位: 百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-----|-------|-------|
| 本所 | 197 | 2,310 | 86.9 |
| 山城支所 | 46 | 652 | 140.2 |
| 南丹支所 | 19 | 93 | 54.5 |
| 中丹支所 | 5 | 124 | 92.5 |
| 丹後支所 | 14 | 104 | 108.6 |
| 合計 | 281 | 3,283 | 93.2 |



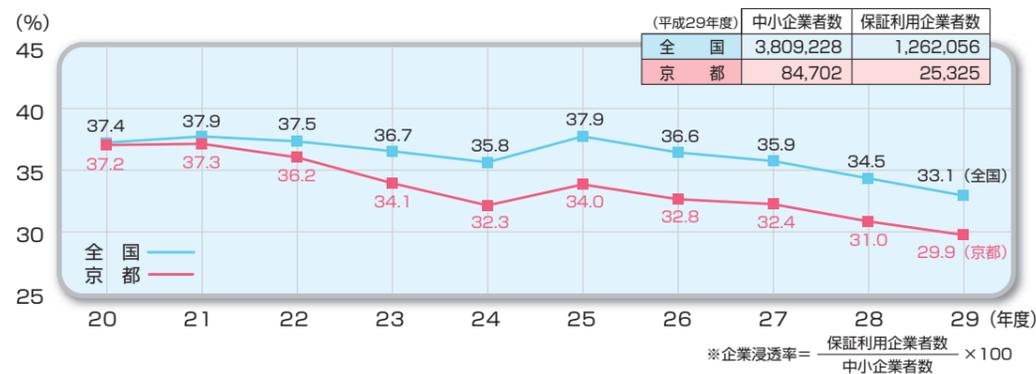
◆ 保証債務残高の推移



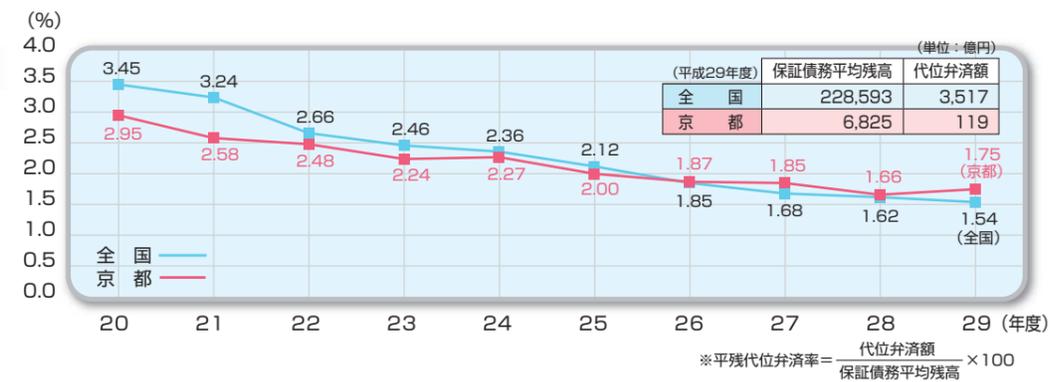
保証利用企業者数



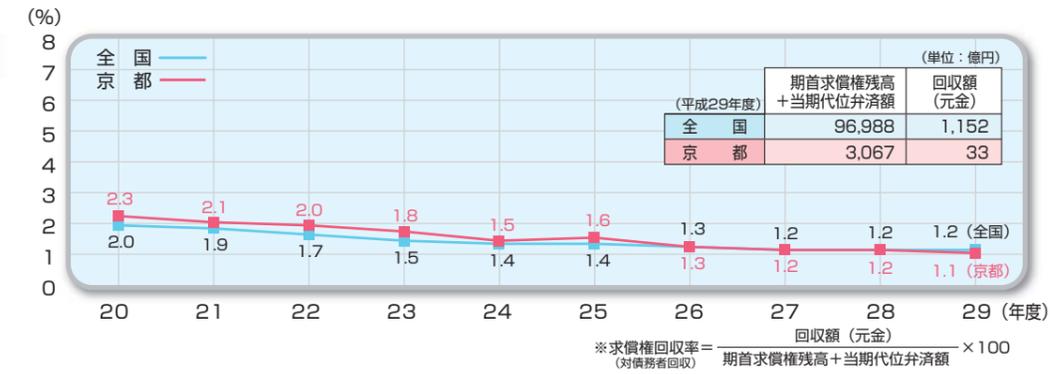
企業浸透率(利用率)



平残代位弁済率



求償権回収率



信用保証の実績

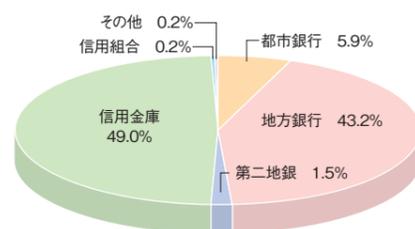
■ 平成29年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-------|---------|-------|
| 都市銀行 | 306 | 11,146 | 91.7 |
| 地方銀行 | 4,006 | 81,034 | 90.4 |
| 第二地銀 | 115 | 2,815 | 110.9 |
| 信用金庫 | 5,104 | 91,896 | 99.0 |
| 信用組合 | 32 | 287 | 120.3 |
| その他 | 34 | 459 | 46.1 |
| 合計 | 9,597 | 187,638 | 94.6 |

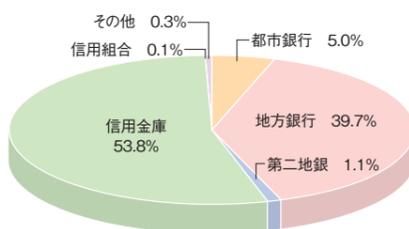
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

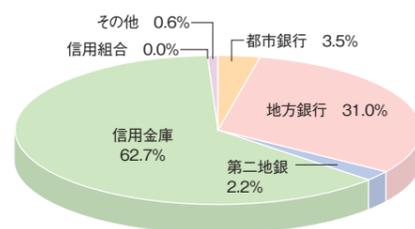
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|--------|---------|-------|
| 都市銀行 | 1,698 | 32,865 | 93.2 |
| 地方銀行 | 17,538 | 261,858 | 92.5 |
| 第二地銀 | 559 | 7,503 | 92.3 |
| 信用金庫 | 27,176 | 354,207 | 90.9 |
| 信用組合 | 112 | 587 | 111.3 |
| その他 | 210 | 1,818 | 88.8 |
| 合計 | 47,293 | 658,838 | 91.7 |



代位弁済

(単位：百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-----|--------|-------|
| 都市銀行 | 25 | 413 | 133.4 |
| 地方銀行 | 224 | 3,697 | 97.6 |
| 第二地銀 | 15 | 267 | 185.8 |
| 信用金庫 | 498 | 7,477 | 92.3 |
| 信用組合 | 0 | 0 | 0.0 |
| その他 | 10 | 70 | 165.1 |
| 合計 | 772 | 11,925 | 96.1 |



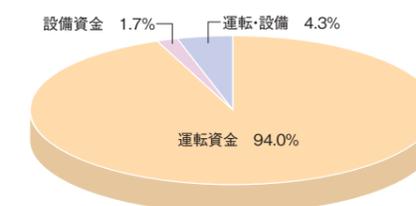
■ 平成29年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-------|-------|---------|-------|
| 運転資金 | 8,682 | 176,361 | 94.0 |
| 設備資金 | 352 | 3,161 | 116.2 |
| 運転・設備 | 563 | 8,116 | 99.5 |
| 合計 | 9,597 | 187,638 | 94.6 |

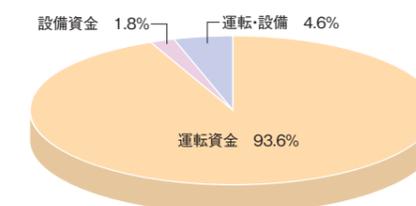
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

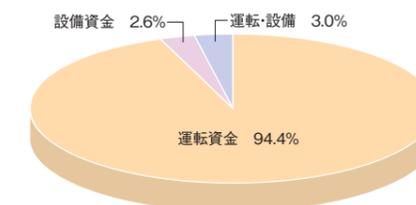
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-------|--------|---------|------|
| 運転資金 | 42,496 | 616,598 | 91.5 |
| 設備資金 | 2,058 | 11,810 | 90.8 |
| 運転・設備 | 2,739 | 30,429 | 96.1 |
| 合計 | 47,293 | 658,838 | 91.7 |



代位弁済

(単位：百万円・%)

| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-------|-----|--------|-------|
| 運転資金 | 717 | 11,261 | 94.5 |
| 設備資金 | 20 | 305 | 418.1 |
| 運転・設備 | 35 | 359 | 84.8 |
| 合計 | 772 | 11,925 | 96.1 |



信用保証の実績

■ 平成29年度 制度別

| 保証承諾 | | | |
|-----------------------|-------|---------|-------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| あんしん借換資金 セーフティネット枠 | 485 | 15,920 | 81.4 |
| おうえん資金 | 2,135 | 11,161 | 93.7 |
| 一般資金 | 2,411 | 52,667 | 98.6 |
| あんしん借換資金 緊急枠 | 1,004 | 23,686 | 104.5 |
| その他制度融資 | 1,116 | 15,548 | 92.7 |
| 提携保証 | 1,586 | 48,380 | 95.2 |
| 一般・その他 | 860 | 20,276 | 87.3 |
| 合計 | 9,597 | 187,638 | 94.6 |

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

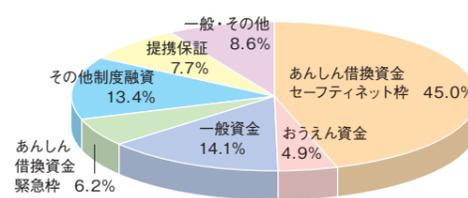
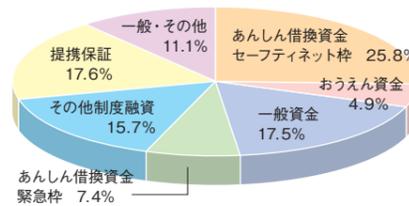
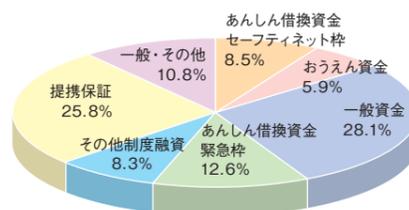
| 保証債務残高 | | | |
|-----------------------|--------|---------|-------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| あんしん借換資金 セーフティネット枠 | 12,605 | 170,288 | 78.8 |
| おうえん資金 | 9,450 | 32,601 | 94.2 |
| 一般資金 | 6,889 | 115,011 | 101.8 |
| あんしん借換資金 緊急枠 | 2,575 | 48,618 | 112.6 |
| その他制度融資 | 5,137 | 103,681 | 93.2 |
| 提携保証 | 6,292 | 115,742 | 97.0 |
| 一般・その他 | 4,345 | 72,897 | 89.9 |
| 合計 | 47,293 | 658,838 | 91.7 |

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

| 代位弁済 | | | |
|-----------------------|-----|--------|-------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| あんしん借換資金 セーフティネット枠 | 295 | 5,367 | 84.7 |
| おうえん資金 | 136 | 590 | 115.7 |
| 一般資金 | 117 | 1,687 | 122.1 |
| あんしん借換資金 緊急枠 | 37 | 745 | 137.9 |
| その他制度融資 | 45 | 1,600 | 91.5 |
| 提携保証 | 62 | 914 | 106.8 |
| 一般・その他 | 80 | 1,021 | 98.5 |
| 合計 | 772 | 11,925 | 96.1 |

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

構成比(金額)



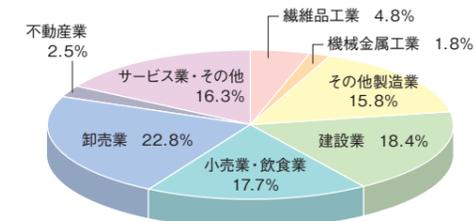
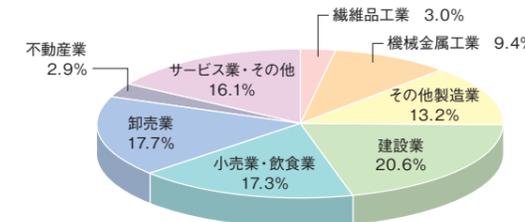
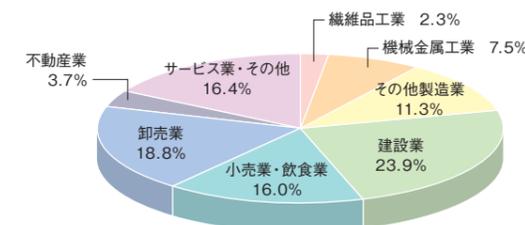
■ 平成29年度 業種別

| 保証承諾 | | | |
|------------|-------|---------|-------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| 繊維品工業 | 254 | 4,230 | 82.5 |
| 機械金属工業 | 579 | 14,099 | 84.9 |
| その他製造業 | 975 | 21,193 | 90.6 |
| 建設業 | 2,402 | 44,823 | 95.8 |
| 小売業・飲食業 | 1,905 | 30,112 | 91.6 |
| 卸売業 | 1,377 | 35,361 | 98.3 |
| 不動産業 | 398 | 6,973 | 105.3 |
| サービス業・その他 | 1,707 | 30,847 | 99.3 |
| 合計 | 9,597 | 187,638 | 94.6 |

| 保証債務残高 | | | |
|------------|--------|---------|------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| 繊維品工業 | 1,569 | 19,662 | 87.8 |
| 機械金属工業 | 3,258 | 61,754 | 88.6 |
| その他製造業 | 5,147 | 86,755 | 90.9 |
| 建設業 | 10,720 | 135,651 | 92.5 |
| 小売業・飲食業 | 9,853 | 113,744 | 92.9 |
| 卸売業 | 6,484 | 116,433 | 91.4 |
| 不動産業 | 1,966 | 18,833 | 92.0 |
| サービス業・その他 | 8,296 | 106,007 | 92.9 |
| 合計 | 47,293 | 658,838 | 91.7 |

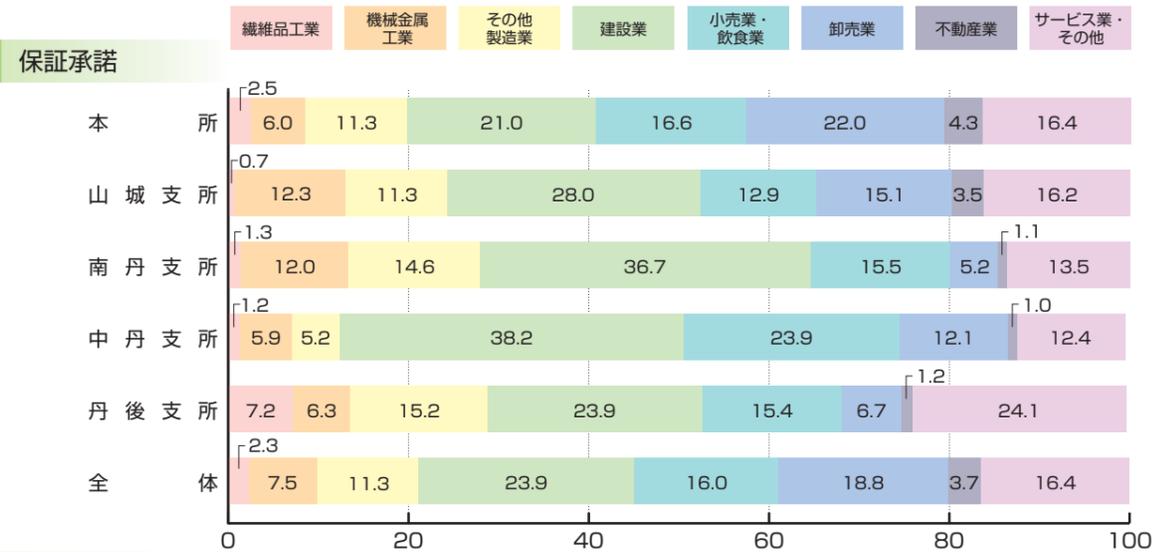
| 代位弁済 | | | |
|------------|-----|--------|-------|
| (単位:百万円・%) | | | |
| 区分 | 件数 | 金額 | 前年度比 |
| 繊維品工業 | 29 | 568 | 142.8 |
| 機械金属工業 | 14 | 216 | 33.9 |
| その他製造業 | 117 | 1,883 | 163.7 |
| 建設業 | 141 | 2,189 | 76.9 |
| 小売業・飲食業 | 159 | 2,109 | 82.5 |
| 卸売業 | 163 | 2,717 | 83.7 |
| 不動産業 | 11 | 303 | 148.9 |
| サービス業・その他 | 138 | 1,939 | 141.9 |
| 合計 | 772 | 11,925 | 96.1 |

構成比(金額)

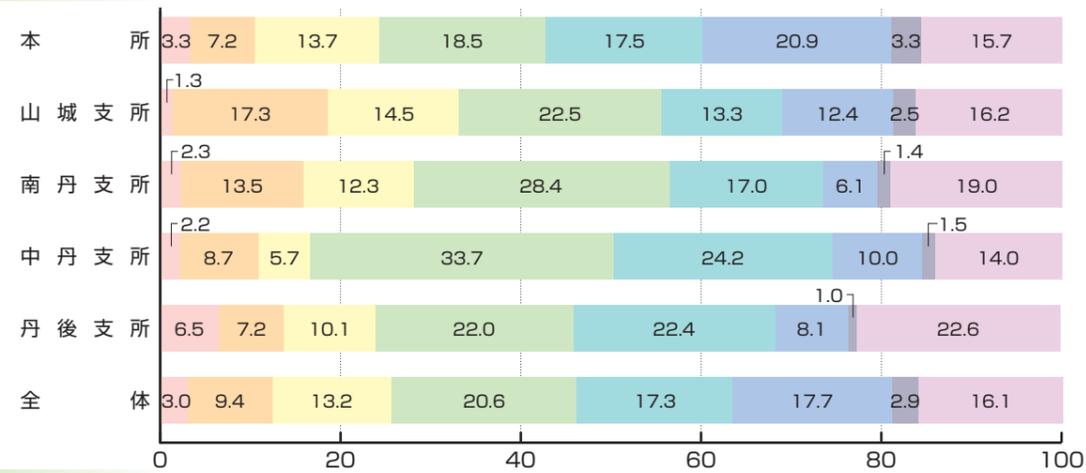


信用保証の実績

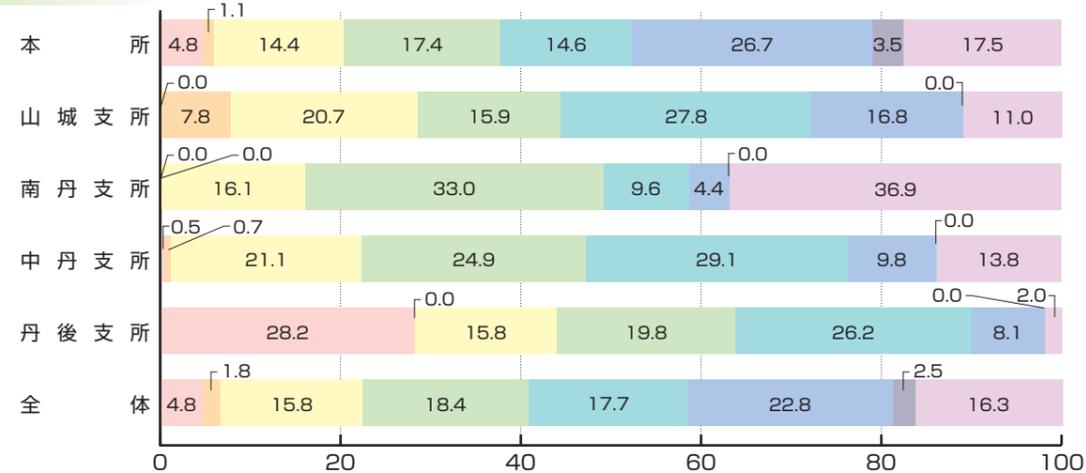
■ 本支所別の業種構成比（金額）



■ 保証債務残高



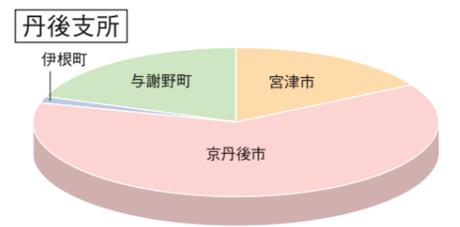
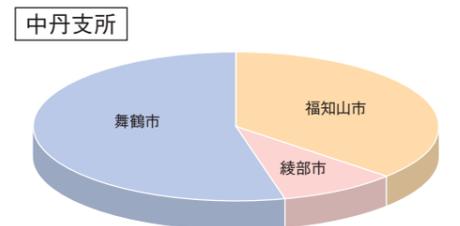
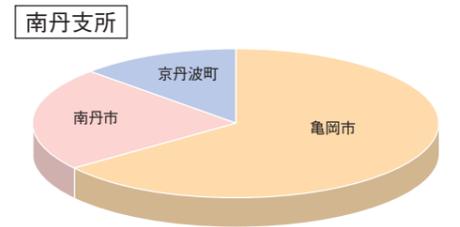
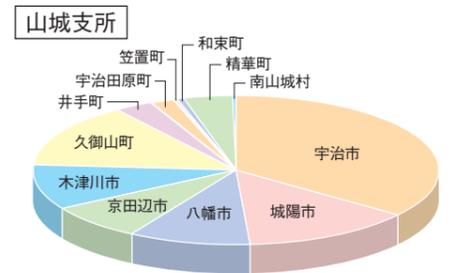
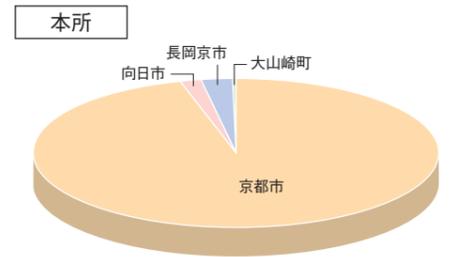
■ 代位弁済



■ 平成29年度 市町村別（保証承諾）

(単位:百万円, %)

| 業務区域 | 区分 | 件数 | 金額 | | |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 前年比 | 構成比 | |
| 本所 | 京都市 | 5,550 | 116,978 | 92.2 | 62.3 |
| | 向日市 | 134 | 1,940 | 92.6 | 1.0 |
| | 長岡京市 | 164 | 2,942 | 79.8 | 1.6 |
| | 大山崎町 | 19 | 296 | 81.8 | 0.2 |
| 山城支所 | 宇治市 | 918 | 14,426 | 103.8 | 7.7 |
| | 城陽市 | 324 | 5,517 | 115.0 | 2.9 |
| | 八幡市 | 167 | 3,947 | 101.3 | 2.1 |
| | 京田辺市 | 219 | 3,208 | 100.2 | 1.7 |
| | 木津川市 | 210 | 3,946 | 113.2 | 2.1 |
| | 久御山町 | 234 | 5,641 | 89.2 | 3.0 |
| | 井手町 | 47 | 1,227 | 145.6 | 0.7 |
| | 宇治田原町 | 41 | 819 | 141.1 | 0.4 |
| | 笠置町 | 5 | 70 | 68.8 | 0.0 |
| | 和束町 | 17 | 198 | 173.9 | 0.1 |
| 南丹支所 | 精華町 | 105 | 1,657 | 156.0 | 0.9 |
| | 南山城村 | 1 | 10 | 117.6 | 0.0 |
| | 亀岡市 | 227 | 3,654 | 108.2 | 1.9 |
| | 南丹市 | 88 | 1,278 | 58.9 | 0.7 |
| 中丹支所 | 京丹波町 | 29 | 705 | 129.6 | 0.4 |
| | 福知山市 | 207 | 3,561 | 81.9 | 1.9 |
| | 綾部市 | 75 | 919 | 57.0 | 0.5 |
| 丹後支所 | 舞鶴市 | 294 | 5,180 | 85.6 | 2.8 |
| | 宮津市 | 115 | 1,608 | 102.7 | 0.9 |
| | 京丹後市 | 318 | 5,935 | 106.3 | 3.2 |
| | 伊根町 | 5 | 128 | 73.8 | 0.1 |
| 丹後支所 | 与謝野町 | 84 | 1,847 | 115.0 | 1.0 |
| | 宮津市 | 115 | 1,608 | 102.7 | 0.9 |
| 計 | | 9,597 | 187,638 | 94.6 | 100.0 |



信用保証の実績

■ 平成29年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

(単位:百万円, %)

| 業務区域 | 区分 | 保証債務残高 | | | | 代位弁済 | |
|------|-------|--------|---------|------|-------|--------|-------|
| | | 件数 | 金額 | | 金額 | 前年比 | |
| | | | 前年比 | 構成比 | | | |
| 本所 | 京都市 | 29,282 | 431,401 | 90.9 | 65.5 | 8,321 | 97.9 |
| | 向日市 | 555 | 6,878 | 89.7 | 1.0 | 235 | 370.9 |
| | 長岡京市 | 871 | 10,415 | 91.4 | 1.6 | 54 | 140.9 |
| | 大山崎町 | 93 | 868 | 90.2 | 0.1 | 41 | 908.7 |
| 山城支所 | 宇治市 | 3,441 | 42,630 | 93.3 | 6.5 | 572 | 64.1 |
| | 城陽市 | 1,285 | 15,798 | 93.9 | 2.4 | 109 | 251.0 |
| | 八幡市 | 829 | 13,142 | 94.9 | 2.0 | 172 | 188.1 |
| | 京田辺市 | 952 | 10,622 | 98.0 | 1.6 | 125 | 23.3 |
| | 木津川市 | 782 | 9,743 | 95.6 | 1.5 | 221 | 75.2 |
| | 久御山町 | 1,033 | 18,431 | 94.5 | 2.8 | 28 | 8.4 |
| | 井手町 | 166 | 2,862 | 87.6 | 0.4 | 0 | 0.0 |
| | 宇治田原町 | 240 | 3,670 | 90.7 | 0.6 | 0 | 0.0 |
| | 笠置町 | 20 | 207 | 61.7 | 0.0 | 21 | - |
| | 和束町 | 83 | 872 | 93.6 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| | 精華町 | 382 | 3,711 | 99.7 | 0.6 | 264 | 486.1 |
| | 南山城村 | 12 | 36 | 84.1 | 0.0 | 0 | - |
| 南丹支所 | 亀岡市 | 1,245 | 14,114 | 90.1 | 2.1 | 252 | 142.4 |
| | 南丹市 | 518 | 6,270 | 91.2 | 1.0 | 41 | 466.0 |
| | 京丹波町 | 184 | 2,276 | 90.3 | 0.3 | 31 | - |
| 中丹支所 | 福知山市 | 1,118 | 13,931 | 96.3 | 2.1 | 158 | 52.1 |
| | 綾部市 | 414 | 5,772 | 91.4 | 0.9 | 195 | 243.7 |
| | 舞鶴市 | 1,353 | 17,633 | 92.1 | 2.7 | 581 | 140.4 |
| 丹後支所 | 宮津市 | 499 | 5,134 | 86.9 | 0.8 | 212 | 893.7 |
| | 京丹後市 | 1,449 | 17,149 | 95.8 | 2.6 | 12 | 6.7 |
| | 伊根町 | 35 | 394 | 95.5 | 0.1 | 0 | - |
| | 与謝野町 | 452 | 4,881 | 91.0 | 0.7 | 282 | 190.7 |
| | | 47,293 | 658,838 | 91.7 | 100.0 | 11,925 | 96.1 |

■ 創立以来の事業概況

(単位:百万円)

| 年度 | 保証承諾 | | 保証債務残高 | | 代位弁済 | | 求償権回収 | | 求償権残高 | |
|--------|-----------|------------|--------|-----------|--------|---------|--------|---------|-------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 14~平成3 | 605,083 | 3,051,624 | 42,534 | 367,478 | 35,960 | 106,274 | 21,749 | 69,894 | 262 | 653 |
| 4 | 21,945 | 240,716 | 45,900 | 389,933 | 936 | 10,843 | 660 | 3,040 | 544 | 2,371 |
| 5 | 23,505 | 237,078 | 51,328 | 423,054 | 991 | 9,409 | 663 | 3,284 | 789 | 3,758 |
| 6 | 23,278 | 246,410 | 56,431 | 434,420 | 1,064 | 7,731 | 650 | 4,370 | 655 | 2,425 |
| 7 | 24,300 | 262,594 | 60,562 | 450,862 | 1,217 | 8,147 | 679 | 5,134 | 290 | 1,423 |
| 8 | 27,010 | 281,838 | 66,001 | 476,977 | 1,184 | 8,280 | 729 | 4,794 | 286 | 1,484 |
| 9 | 29,355 | 310,796 | 70,937 | 512,654 | 1,549 | 10,329 | 636 | 5,401 | 529 | 2,101 |
| 10 | 43,801 | 596,054 | 87,123 | 802,281 | 1,795 | 12,592 | 838 | 6,469 | 514 | 2,771 |
| 11 | 31,790 | 454,906 | 93,180 | 880,312 | 2,261 | 19,800 | 828 | 7,777 | 704 | 4,869 |
| 12 | 30,614 | 490,554 | 92,655 | 869,743 | 3,236 | 28,291 | 794 | 9,958 | 1,059 | 8,298 |
| 13 | 26,358 | 341,985 | 92,300 | 827,226 | 3,687 | 32,059 | 979 | 11,840 | 1,350 | 7,289 |
| 14 | 27,545 | 413,895 | 87,673 | 779,430 | 3,480 | 28,752 | 872 | 10,662 | 1,396 | 6,847 |
| 15 | 32,377 | 488,847 | 79,023 | 792,148 | 2,614 | 19,327 | 882 | 10,718 | 859 | 5,944 |
| 16 | 29,549 | 420,772 | 80,085 | 830,231 | 2,089 | 15,296 | 724 | 8,056 | 667 | 4,502 |
| 17 | 24,711 | 394,836 | 77,207 | 834,778 | 1,763 | 15,438 | 616 | 7,456 | 663 | 4,887 |
| 18 | 22,291 | 352,144 | 75,531 | 821,057 | 1,759 | 16,125 | 530 | 6,168 | 735 | 5,395 |
| 19 | 22,889 | 364,511 | 74,644 | 820,502 | 1,756 | 18,199 | 556 | 5,826 | 820 | 5,812 |
| 20 | 30,515 | 663,866 | 67,187 | 955,345 | 2,151 | 25,137 | 491 | 4,779 | 1,063 | 8,238 |
| 21 | 24,796 | 527,089 | 65,374 | 1,022,255 | 1,771 | 25,782 | 441 | 4,755 | 790 | 6,678 |
| 22 | 21,017 | 508,059 | 62,963 | 1,020,401 | 1,575 | 25,078 | 385 | 4,990 | 396 | 5,435 |
| 23 | 14,976 | 312,924 | 60,821 | 991,976 | 1,302 | 22,617 | 394 | 4,748 | 331 | 6,169 |
| 24 | 14,113 | 305,724 | 58,420 | 946,249 | 1,274 | 21,918 | 277 | 4,305 | 924 | 7,870 |
| 25 | 13,182 | 268,586 | 56,940 | 898,056 | 968 | 18,307 | 325 | 4,694 | 600 | 5,178 |
| 26 | 12,016 | 220,030 | 55,761 | 841,067 | 922 | 16,204 | 293 | 3,873 | 536 | 4,770 |
| 27 | 12,086 | 226,799 | 53,692 | 787,245 | 880 | 14,902 | 287 | 3,654 | 469 | 3,489 |
| 28 | 10,054 | 198,400 | 50,253 | 718,621 | 827 | 12,407 | 302 | 3,522 | 495 | 3,473 |
| 29 | 9,597 | 187,638 | 47,293 | 658,838 | 772 | 11,925 | 281 | 3,283 | 469 | 3,723 |
| 累計 | 1,208,753 | 12,368,677 | - | - | 79,783 | 561,166 | 36,861 | 223,452 | - | - |

※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額（元金）、求償権残高は帳簿残高

平成29年度事業報告

貸借対照表

平成30年3月31日現在 (単位：円)

| 借方 | | 貸方 | |
|--------|-----------------|-----------|-----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 現金 | 44,661 | 基本財産 | 53,682,498,459 |
| 預け金 | 42,670,121,708 | 基金 | 7,626,878,434 |
| 有価証券 | 62,000,630,000 | 基金準備金 | 46,055,620,025 |
| 動産・不動産 | 960,418,144 | 制度改革促進基金 | 0 |
| 保証債務見返 | 658,837,859,898 | 収支差額変動準備金 | 26,840,000,000 |
| 求償権 | 3,722,999,567 | 責任準備金 | 3,988,075,569 |
| 雑勘定 | 2,375,237,189 | 求償権償却準備金 | 953,420,261 |
| 未収利息 | 48,609,217 | 退職給与引当金 | 1,182,908,000 |
| 未経過保険料 | 1,837,228,148 | 損失補償金 | 0 |
| その他 | 489,399,824 | 保証債務 | 658,837,859,898 |
| | | 求償権補てん金 | 0 |
| | | 借入金 | 0 |
| | | 長期借入金 | 0 |
| | | 短期借入金 | 0 |
| | | 雑勘定 | 25,082,548,980 |
| | | 仮受金 | 132,166,120 |
| | | 保険納付金 | 293,755,187 |
| | | 損失補償納付金 | 45,586,421 |
| | | 未経過保証料 | 24,576,810,105 |
| | | 未払保険料 | 4,465,789 |
| | | 未払費用 | 29,765,358 |
| 合計 | 770,567,311,167 | 合計 | 770,567,311,167 |

上記、貸借対照表は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると、次のとおりとなります。

平成30年3月31日現在 (単位：円)

| 借方 | | 貸方 | |
|----------|-----------------|------------|-----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 《資産》 | | 《負債》 | |
| 現金・預け金 | 42,670,166,369 | 責任準備金 | 3,988,075,569 |
| 有価証券 | 62,000,630,000 | 退職給与引当金 | 1,182,908,000 |
| 動産・不動産 | 960,418,144 | 借入金 | 0 |
| 求償権 | 3,722,999,567 | 雑勘定 | 25,082,548,980 |
| 求償権償却準備金 | ▲953,420,261 | 負債合計 | 30,253,532,549 |
| 雑勘定 | 2,375,237,189 | 《正味財産》 | |
| 合計 | 110,776,031,008 | 基本財産 | 53,682,498,459 |
| | | 制度改革促進基金 | 0 |
| | | 収支差額変動準備金 | 26,840,000,000 |
| | | 正味財産合計 | 80,522,498,459 |
| | | 負債及び正味財産合計 | 110,776,031,008 |

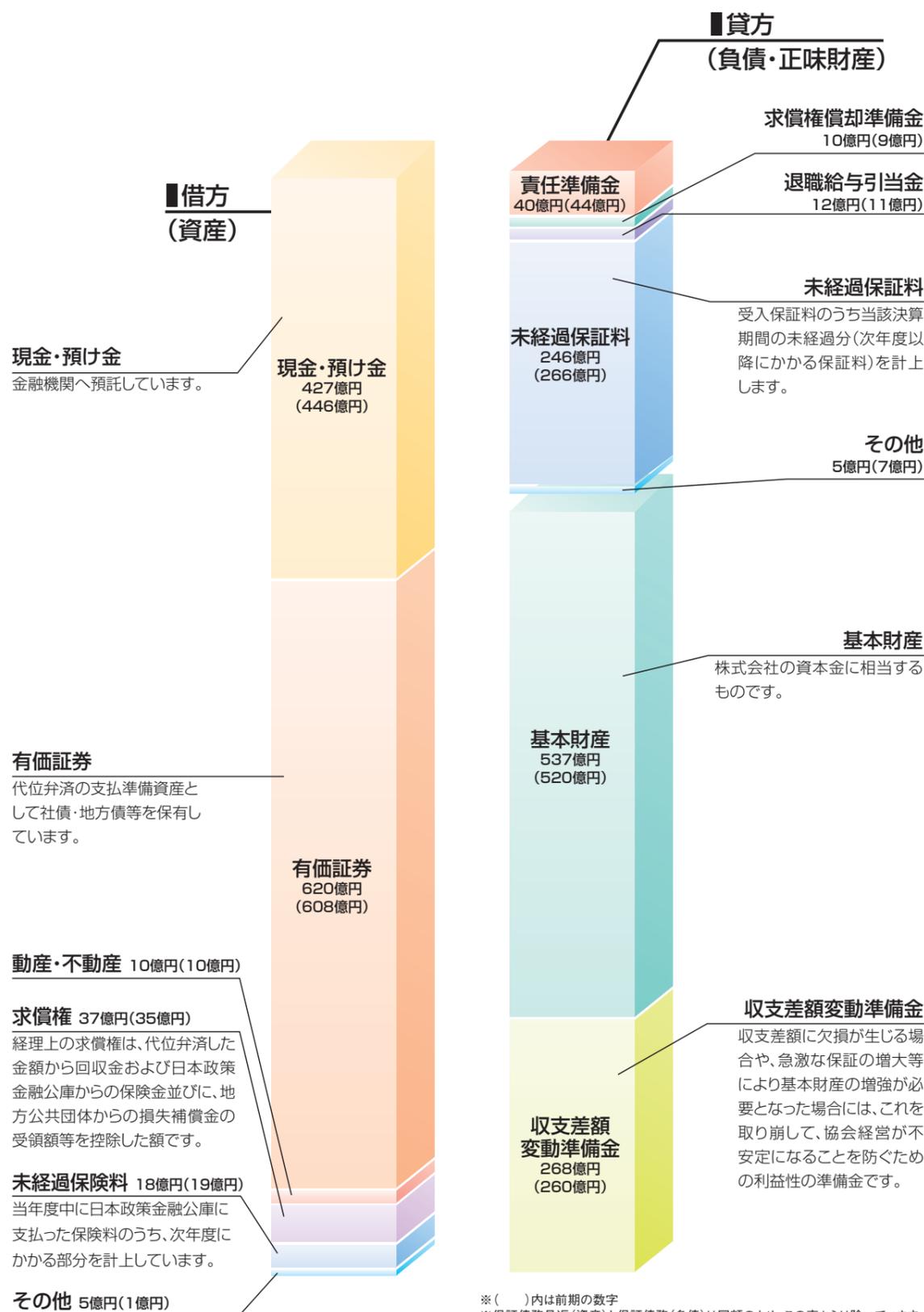
・保証債務見返（資産）・保証債務（負債）658,837,859,898円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、除いています。

財産目録

平成30年3月31日現在 (単位：円)

| 資産 | | 負債 | |
|--------|-----------------|----------|-----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 現金 | 44,661 | 責任準備金 | 3,988,075,569 |
| 預け金 | 42,670,121,708 | 求償権償却準備金 | 953,420,261 |
| 有価証券 | 62,000,630,000 | 退職給与引当金 | 1,182,908,000 |
| 動産・不動産 | 960,418,144 | 損失補償金 | 0 |
| 保証債務見返 | 658,837,859,898 | 保証債務 | 658,837,859,898 |
| 求償権 | 3,722,999,567 | 求償権補てん金 | 0 |
| 雑勘定 | 2,375,237,189 | 借入金 | 0 |
| | | 雑勘定 | 25,082,548,980 |
| 合計 | 770,567,311,167 | 合計 | 690,044,812,708 |
| | | 正味財産 | 80,522,498,459 |

貸借対照表《図解》



※()内は前期の数字
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

収支計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(単位：円)

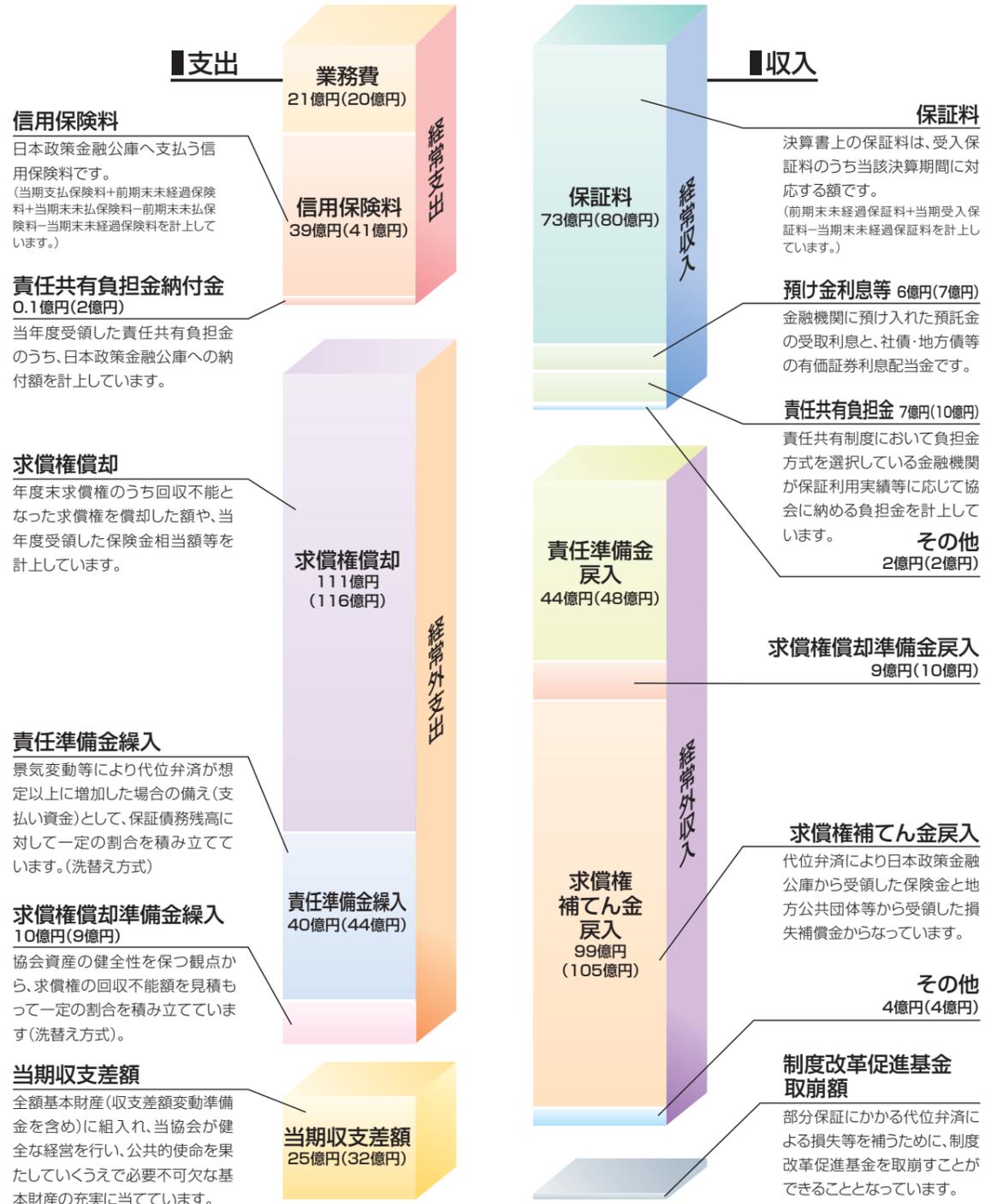
| 科目 | 金額 |
|----------------|-----------------------|
| 経常収入 | 8,859,678,208 |
| 保証料 | 7,317,409,942 |
| 預け金利息 | 22,831,758 |
| 有価証券利息配当金 | 580,920,960 |
| 延滞保証料 | 0 |
| 損害金 | 100,310,662 |
| 事務補助金 | 31,833,514 |
| 責任共有負担金 | 738,866,000 |
| 雑収入 | 67,505,372 |
| 経常支出 | 5,946,989,483 |
| 業務費 | 2,085,644,637 |
| 借入金利息 | 0 |
| 信用保険料 | 3,852,228,419 |
| 責任共有負担金納付金 | 9,099,923 |
| 雑支出 | 16,504 |
| 経常収支差額 | 2,912,688,725 |
| 経常外収入 | 15,649,926,911 |
| 償却求償権回収金 | 416,970,386 |
| 責任準備金戻入 | 4,382,368,075 |
| 求償権償却準備金戻入 | 946,269,353 |
| 求償権補てん金戻入 | 9,904,319,097 |
| 保険金 | 8,709,726,572 |
| 損失補償補てん金 | 1,194,592,525 |
| その他収入 | 0 |
| 経常外支出 | 16,040,792,213 |
| 求償権償却 | 11,060,686,847 |
| 雑勘定償却 | 37,793,244 |
| 退職金 | 816,291 |
| 責任準備金繰入 | 3,988,075,569 |
| 求償権償却準備金繰入 | 953,420,261 |
| その他支出 他 | 1 |
| 経常外収支差額 | ▲390,865,302 |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 2,521,823,423 |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 840,000,000 |
| 基本財産繰入額 | 1,681,823,423 |

左記、収支計算書は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると、次のとおりとなります。

| 経常外収支 | | |
|----------------|---------------------|----|
| 科目 | 金額 | |
| 償却求償権回収金 | 416,970,386 | …① |
| 責任準備金 | | |
| 戻入 | 4,382,368,075 | |
| 繰入 | ▲3,988,075,569 | |
| (当期純戻入額) | 394,292,506 | …② |
| 求償権償却準備金 | | |
| 戻入 | 946,269,353 | |
| 繰入 | ▲953,420,261 | |
| (当期純戻入額) | ▲7,150,908 | …③ |
| 求償権償却 | | |
| 求償権償却 | ▲11,060,686,847 | |
| 求償権補てん金戻入 | 9,904,319,097 | |
| (当期自己償却額) | ▲1,156,367,750 | …④ |
| その他 | ▲38,609,536 | …⑤ |
| 経常外収支差額 | ▲390,865,302 | …⑥ |

※⑥ (経常外収支差額) = ①+②+③+④+⑤

収支計算書<<図解>>



※()内は前期の数字
※各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

信用補完制度について

信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等に応じています。

現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51協会が設けられています。

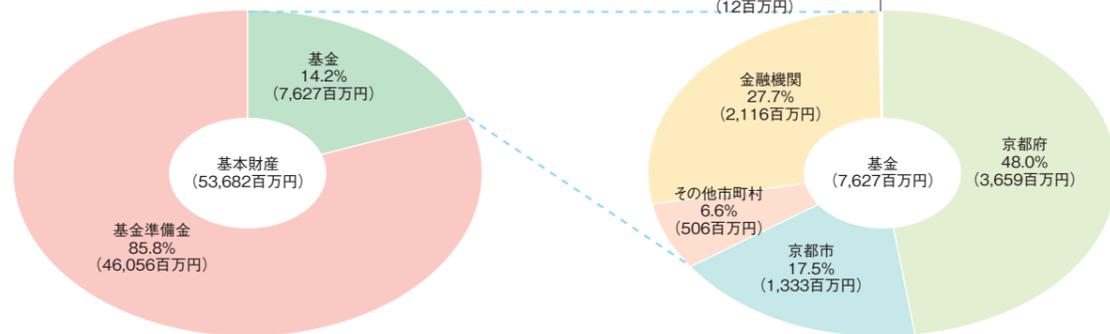
信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。

基本財産の状況

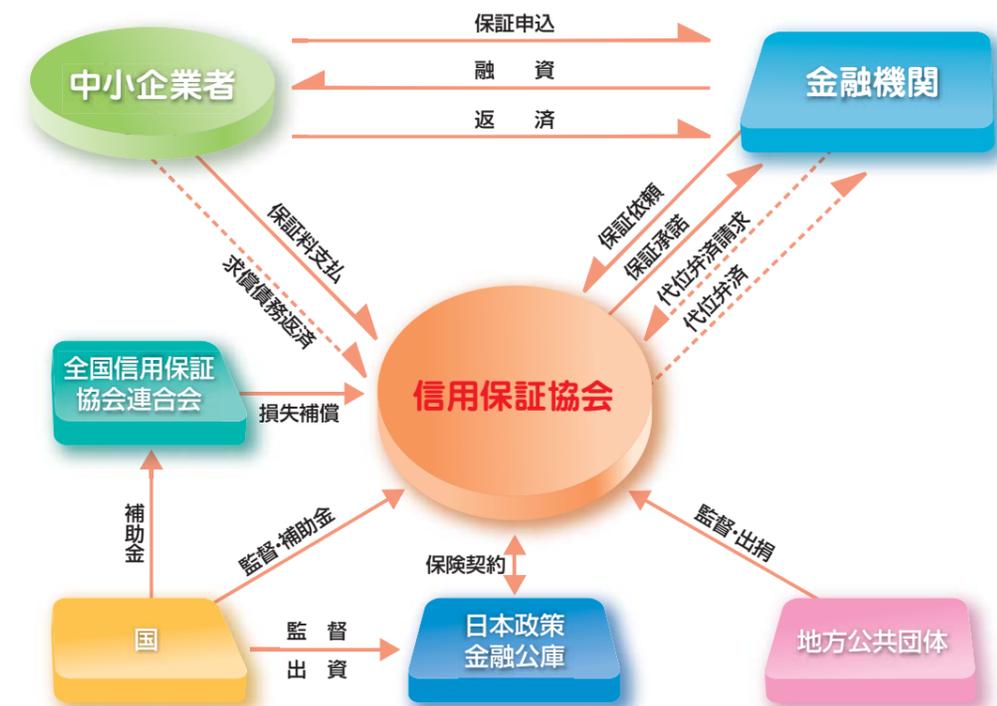
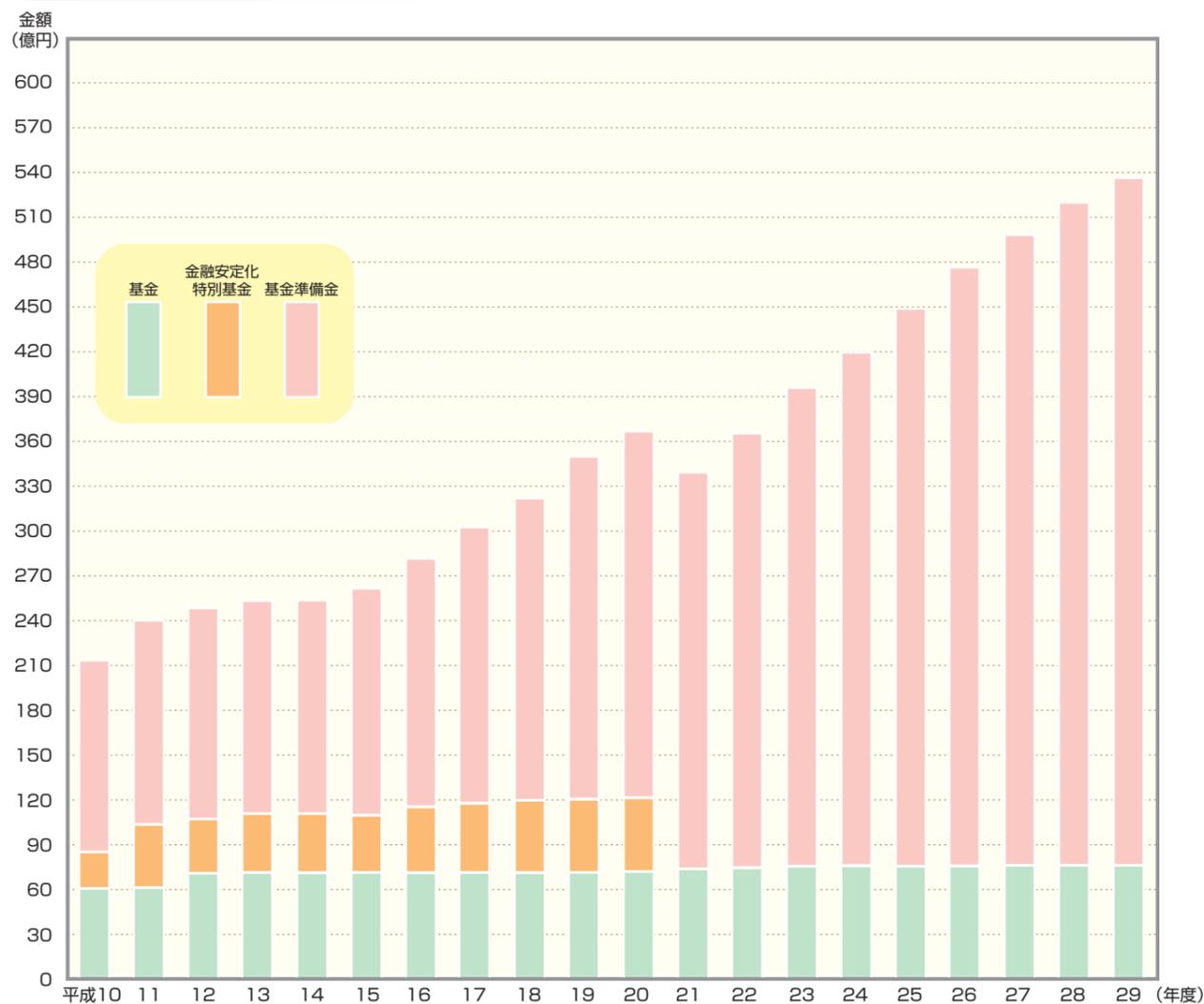
基本財産の現状

(平成30年3月末現在)

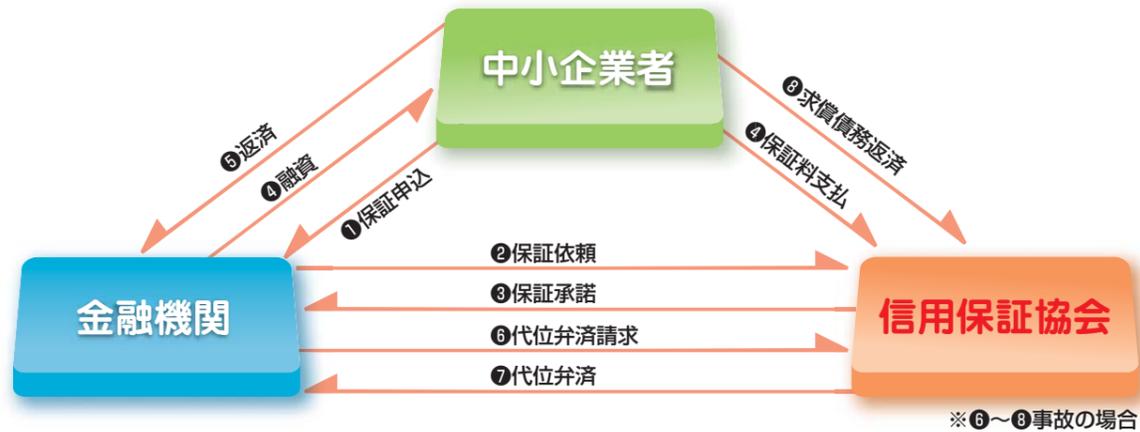


(注) 1. 基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
 2. 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3. 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



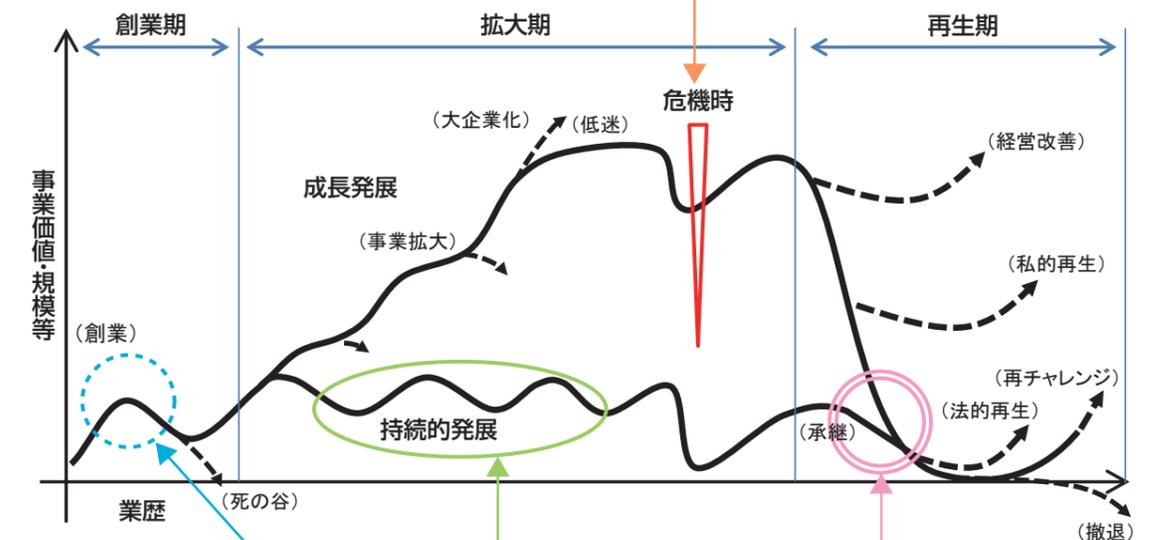
- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

■ 信用保証制度の見直し

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の施行により、平成30年4月1日より信用保証協会法に規定する保証協会の業務に「経営支援業務」および「金融機関との連携強化」が明記されました。それに伴い、中小企業のライフステージに応じた新たな支援を開始するとともに、金融機関とのこれまで以上の連携強化にも取り組んでいます。

4. 全国規模の経済危機への迅速な対応

- 《新設》
 ・大規模な経済危機、災害等の事態に際し、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設しました。
 「危機関連保証」
 ・保証限度額 2億8千万円
 ・保証期間 10年以内



1. 創業者の方

- 《限度額拡充》
 ・創業チャレンジを促すため、創業関連保証の保証限度額を拡充しました。
 「創業関連保証」1,000万円 → 2,000万円

3. 事業承継を予定されている方

- 《新設》
 ・法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金等）が信用保証の対象となりました。
 「特定経営承継関連保証」
 ・保証限度額 2億8千万円
 ・保証期間 (運転資金)10年以内 (設備資金)15年以内

2. 小規模事業者の方

- 《限度額拡充》
 ・常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下の事業者の持続的発展を支えるため保証限度額が拡充されました。
 「無担保無保証人・小口零細企業保証」1,250万円 → 2,000万円

5. その他

その他、セーフティネット保証5号の保証割合を100%から80%へ変更、円滑な撤退支援制度（自主廃業支援保証）の創設等を行っています。

今回の保証制度の見直しに伴い、京都府・京都市協調融資制度においても新制度の創設や拡充等様々な改正を行っています。詳しくは、当協会ホームページにてご確認ください。

信用保証の概要

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店または事業所を有する法人

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。
※特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|---|--------|--------|
| 製造業等（運送業、建設業を含む） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 医療法人 | — | 300人以下 |

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、その他信用保証協会において不適当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

| | |
|-------|---------------------------|
| 個人・法人 | 2億8,000万円(無担保保証8,000万円含む) |
| 組 合 | 4億8,000万円(無担保保証8,000万円含む) |

国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金（組合転貸資金を除く。）
- (3) 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
- 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注) 地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

連帯保証人

【個人および法人の場合】

個人は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人は不要です。ただし、次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみ連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができず。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

なお、平成30年度から新たに金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

信用保証の概要

■ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・市街化調整区域内の不動産
- ・農地、山林
- ・遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものを除く。）
- ・換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等。）

■ 責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り、
 ※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り、

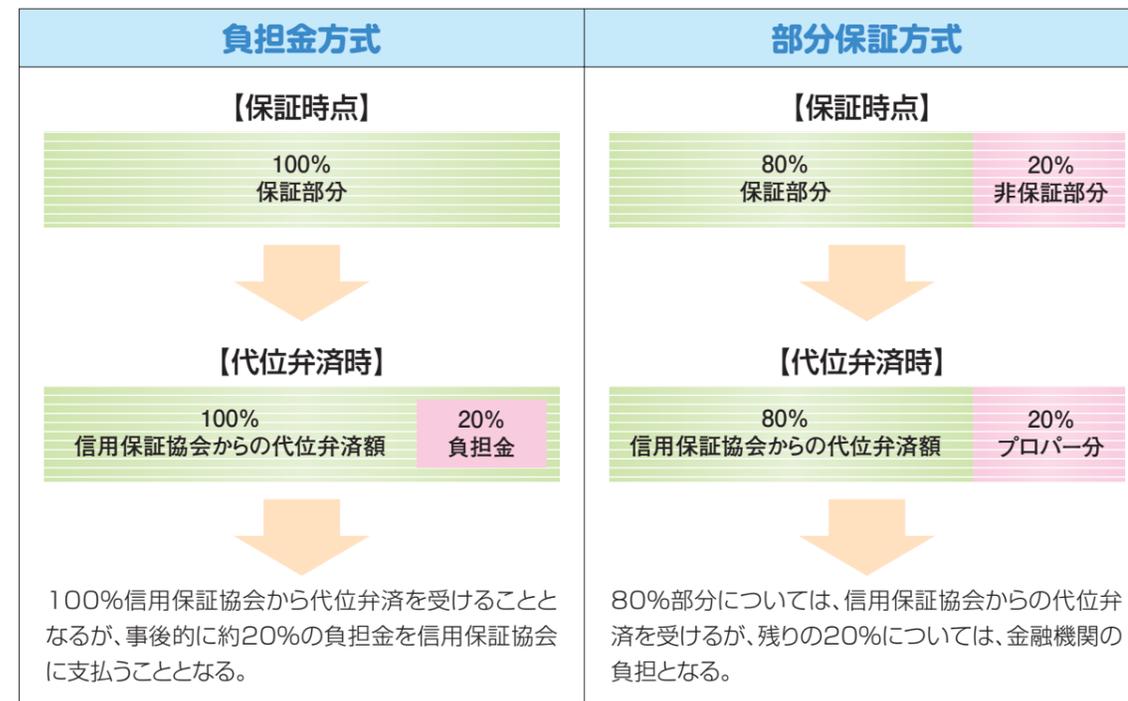
【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象（80%保証）となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象（80%保証）となります。
 なお、対象から除かれる主な保証（100%保証）は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・創業等関連保証、創業関連保証
- ・特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・小口零細企業保証（下記参照）
- ・東日本大震災復興緊急保証
- ・経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・危機関連保証

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

| | |
|---------------|--|
| ご利用いただける方 | 従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下） |
| 保証限度額 | 2,000万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、2,000万円の範囲内 |
| 資金使途 保証期間等 | 運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内 |
| 貸付形式 | 証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く） |

信用保証の概要

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

| 区分 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|---------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般保証 | 責任共有保証料率 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| | 責任共有外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| 特殊保証(注) | 責任共有保証料率 | 1.62 | 1.49 | 1.32 | 1.15 | 0.98 | 0.85 | 0.68 | 0.51 | 0.39 |
| | 責任共有外保証料率 | 1.87 | 1.70 | 1.53 | 1.36 | 1.15 | 0.94 | 0.77 | 0.60 | 0.43 |

(注) 特殊保証料率は、極度保証（割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

上記の基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

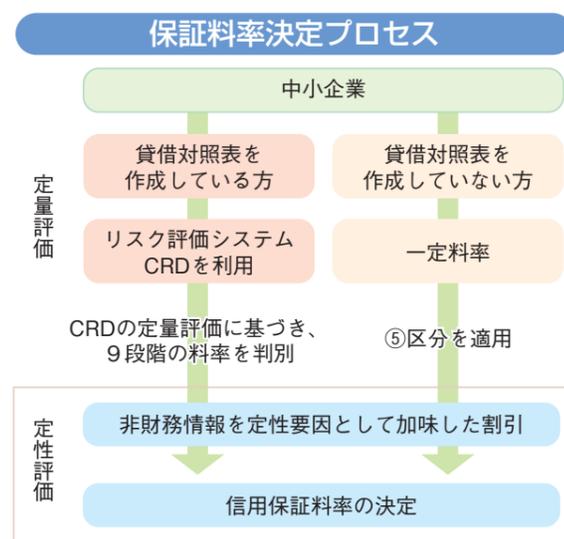
(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度および危機関連保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者*

※一括支払契約保証を除く保証が対象です。



信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$

| 返済回数 | 2～6回 | 7～12回 | 13～24回 | 25回以上 |
|-----------|------|-------|--------|-------|
| 分割返済回数別係数 | 0.70 | 0.65 | 0.60 | 0.55 |

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

主な融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い（部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-----------------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 中小企業 一般資金（無担保） | 1.85 | 1.70 | 1.50 | 1.30 | 1.10 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 中小企業 経営力向上関連保証 | 0.70 | | | | | | | | |
| 小規模企業 おうえん資金 | 0.70 | | | | | | | | |
| ベース枠 | 1.80 | 1.60 | 1.45 | 1.25 | 1.10 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| ステップアップ枠 | 1.65 | 1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 売上減少等（無担保） | 1.70 | 1.55 | 1.40 | 1.20 | 1.00 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| あんしん借換資金 | 0.45 | | | | | | | | |
| 緊急枠 | 0.45 | | | | | | | | |
| 経営力強化 | 0.45 | | | | | | | | |
| 責任共有 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 | 0.45 |
| 責任共有外 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.50 |
| セーフティネット枠 | 0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号） | | | | | | | | |
| 危機関連枠 | 0.80 | | | | | | | | |
| 中小企業 下支え資金 | 0.45 | | | | | | | | |
| 一般枠（無担保） | 1.70 | 1.55 | 1.40 | 1.20 | 1.00 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| セーフティネット枠 | 0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号） | | | | | | | | |
| 経営改善サポート保証枠 | 0.75 | | | | | | | | |
| 責任共有 | 0.90 | | | | | | | | |
| 責任共有外 | 0.90 | | | | | | | | |
| 中小企業 再生支援資金 | 0.45 | | | | | | | | |
| 長期資金 | 1.55 | 1.35 | 1.20 | 1.00 | 0.85 | 0.85 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 短期フォローアップ資金 | 1.85 | 1.70 | 1.50 | 1.30 | 1.10 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 一般枠（無担保） | 0.45 | | | | | | | | |
| セーフティネット枠 | 0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号） | | | | | | | | |
| 災害対策緊急資金 | 0.35 | | | | | | | | |
| 一般枠（無担保） | 1.60 | 1.45 | 1.30 | 1.10 | 0.90 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35 |
| セーフティネット枠 | 0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号） | | | | | | | | |
| 激甚枠 | 0.80 | | | | | | | | |
| 開業一般型（創業等） | 0.50 | | | | | | | | |
| 開業支援型（創業関連） | 0.50 | | | | | | | | |
| 推進型 開業・経営承継支援資金 | 0.45 | | | | | | | | |
| 事業転換・多角化型（無担保） | 1.65 | 1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 経営承継一般型（無担保） | 1.65 | 1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 特定経営承継関連保証 | 1.65 | 1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 経営承継支援型（無担保） | 1.65 | 1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |

◆有担保保証の場合は割引保証料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

■ 主な保証制度

(平成30年7月現在)

| 制度名 | 保証限度(1企業者あたり) | 保証期間 | 保証料率(年率) |
|--|--|--|--|
| 普通保証 通常の事業資金をお求めの方に… | 〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 | 年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています) |
| 極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に… | 〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 (〔普通保証〕の枠内) | 2年以内 | 手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています) |
| 当座貸越(貸付専用型)根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に… | 2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内) | 1年間 もしくは 2年間 | 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています) |
| 事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に… | 2,000万円 (〔普通保証〕の枠内) | 1年間 もしくは 2年間 | 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています) |
| 長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に… | 2億円 (〔一般保証〕の枠内) | 運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内 | 年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています) |
| 中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を… | 4億5,000万円 保証割合は80% | 2年以上 7年以内 | 年0.45%～年1.90% |
| 流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を… | 2億円 保証割合は80% | 1年間 (個別保証の場合は 1年以内) | 年0.68% |
| 創業等関連特別保証 創業を目指す方に… | 1,500万円 (〔無担保保証〕の枠内) | 10年以内 | 年1.00% |
| 事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために… | 〔一般保証〕2億円 〔無担保保証〕8,000万円 | 15年以内 | 年0.95% |

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

■ 主な京都府・京都市協調融資制度(平成30年度)

(保証料率については、37ページを参照ください。)

(平成30年7月現在)

| | 制度名(対象者) | 融資期間 | 融資限度額 | 融資利率 | |
|----------------|--|----------------|---|---|-------------|
| | | | | 金利優遇制度 | |
| 中小企業 支援融資 | 一般資金 (中小企業・組合) | 運転・設備 10年以内 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | (取扱金融機関が定める固定金利) | 0.2% 引下げ |
| | 経営力向上関連保証 | | 【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 (認定経営力向上計画に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な資金に限る) | | |
| セーフティネット 融資 | 小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合) | 運転・設備 10年以内 | ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付融資残高を含み2,000万円) | 事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円 | 年1.2% |
| | | | ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内) | | |

| | 制度名(対象者) | 融資期間 | 融資限度額 | | 融資利率 | |
|---|---|--|---|------------------------|--|--|
| | | | 有担保 | 無担保 | 金利優遇制度 | |
| 経営あんしん(セーフティネット)融資 | あんしん借換資金 | 緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合) | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年1.8% | |
| | | | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年1.8% | |
| | | 経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の支援を受ける中小企業者・組合) | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年1.2% | |
| | | | 無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資残高を含み2,000万円) | 借換の場合 年1.8% | | |
| | セーフティネット枠 (セーフティネット保証の中小企業者・組合) | 運転・設備 10年以内 | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年1.1% | |
| | | | 無担保 8,000万円 | 借換の場合 年1.7% | | |
| | 危機関連枠 | 運転・設備 10年以内 | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年1.1% | |
| | | | 無担保 8,000万円 | 借換の場合 年1.7% | | |
| | 中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の支援を得て、企業サポート委員会の検討に基づき経営改善計画を作成または決定した中小企業者・組合) | 運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と認められた場合は15年以内) | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | |
| | | | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | |
| 有担保 2億円 | | | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| 有担保 2億円 | | | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| 中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融機関又は京都府中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画を作成した中小企業者・組合等) | <長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認められた場合は20年以内) | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| | | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| <短期フォローアップ資金> 1年以内 | 2億円 | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| | | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 金融機関の 所定利率 | | |
| 災害対策緊急資金 (府・市が指定した災害等により被害を受けた中小企業者・組合) | 運転・設備 10年以内 | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年0.9% | | |
| | | 有担保 2億円 | 無担保 8,000万円 | 年0.9% | | |
| 産業活力推進融資 | 開業・経営承継 支援資金 (創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者) | 運転・設備 10年以内 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | 【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化前の場合は、 自己資金の範囲内 | |
| | | | | | 【創業関連特別保証】 2,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要件 (Ⓐ)の場合は、独自融資での借入額 の範囲内 | |
| | | | | | 2,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内) | |
| | | | | | 【経営承継関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | |
| 開業一般型 | 開業支援型 | 多角化型 | 事業転換・ 多角化型 | 経営承継一般型 | 特定経営承継関連保証 | 年1.2% (開業支援型・経営承継支援型ともに、 Ⓐは取扱金融機関が 定める固定金利) |
| | | | | | | |
| 経営承継一般型 | 経営承継支援型 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | 取扱金融機関独自融資との協調要件 (Ⓐ)の場合は、独自融資での借入額 の範囲内 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 | 有担保 2億円 無担保 8,000万円 |
| | | | | | | |

■ コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

■ コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

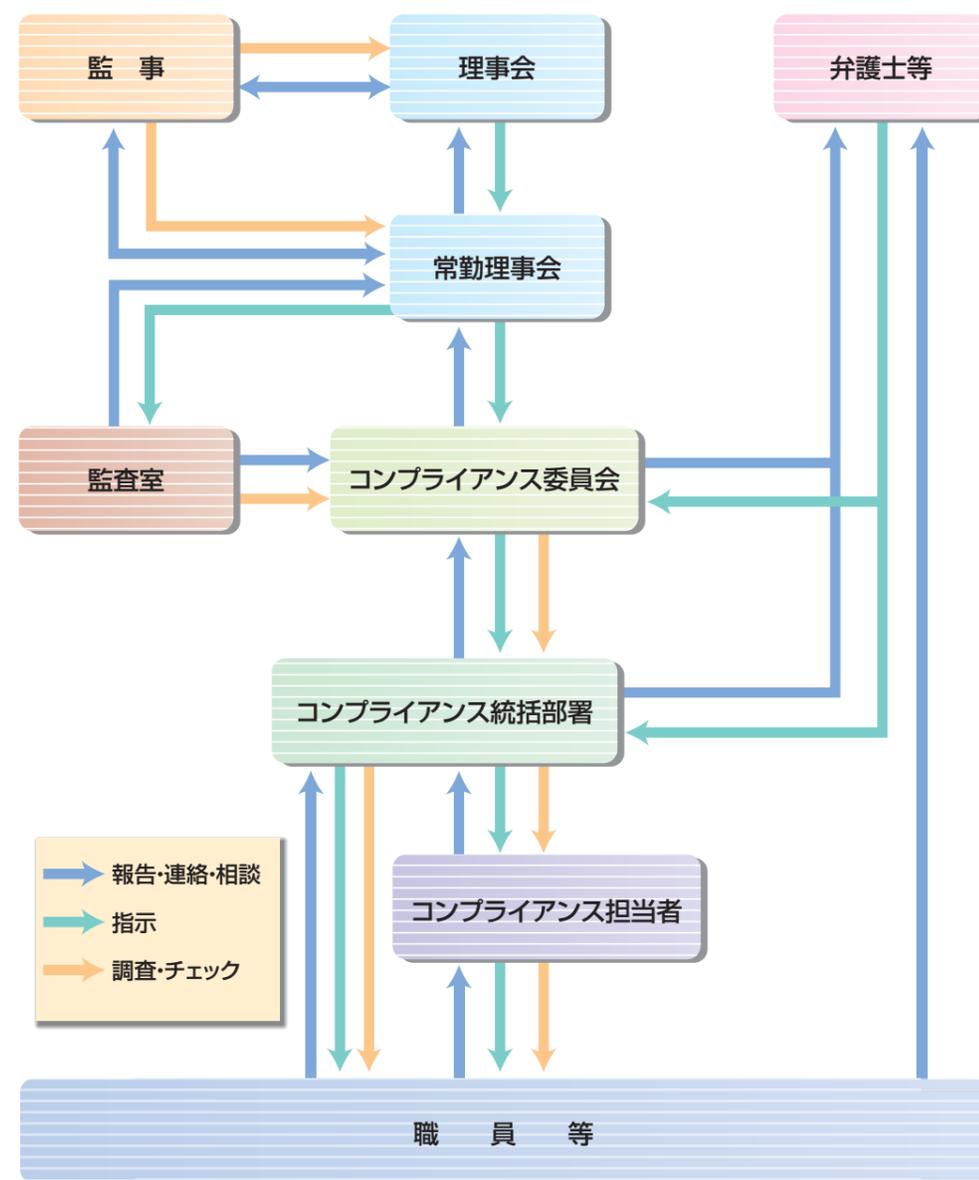
■ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成29年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

■ コンプライアンス組織体制図



コンプライアンス態勢

■ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

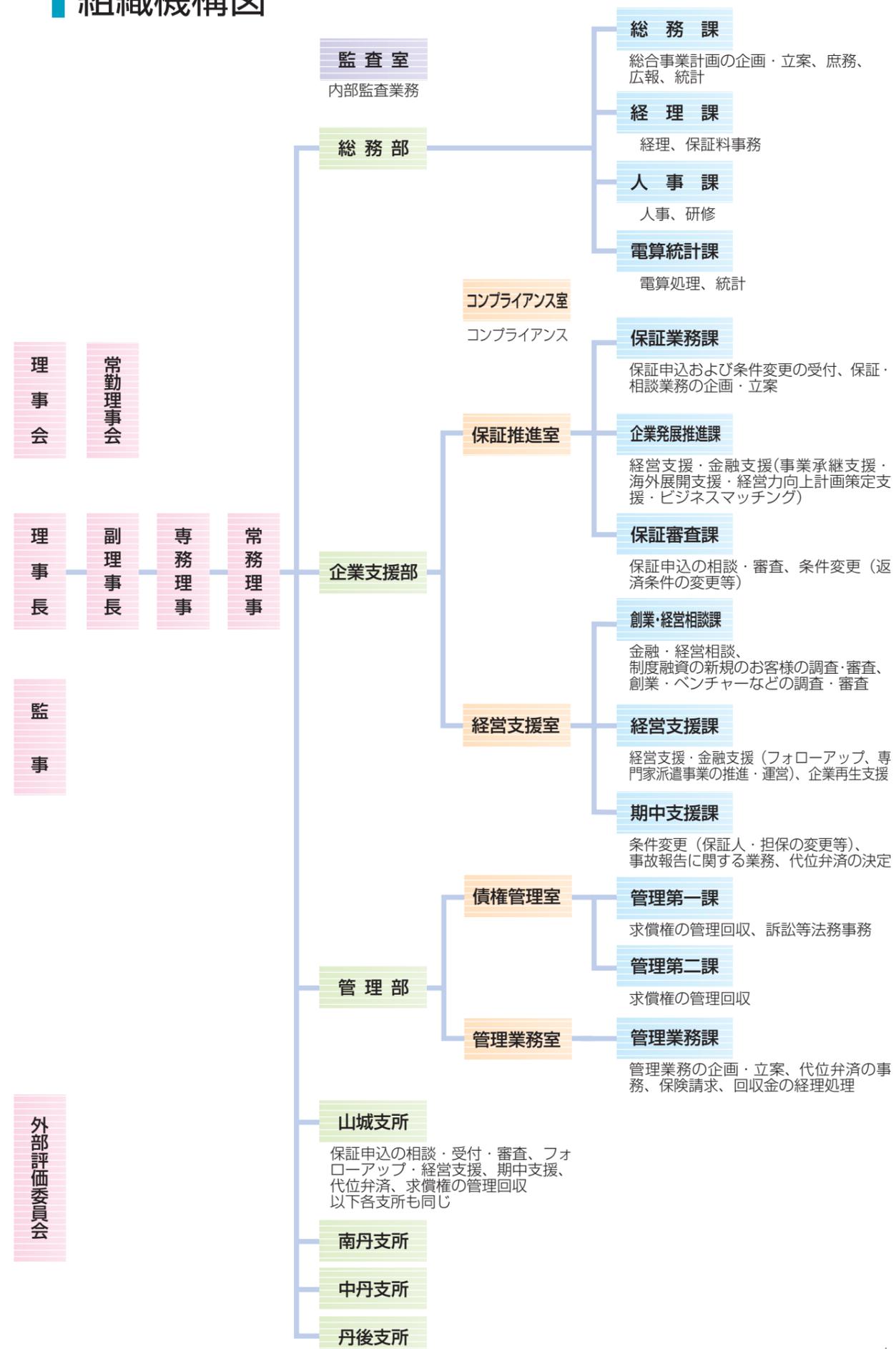
住 所：京都市右京区西院東中水町17番地(西大路通五条下る) 京都府中小企業会館内
部 署 名：京都信用保証協会総務部 企業支援部 管理部
電 話 番 号：075(314)7223 075(314)7221 075(314)7225
ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/

役員構成

(平成30年8月3日現在)

| | | |
|---------|---------|--------------------------|
| 理事長 | 麻生 純 | |
| 副理事長 | 足立 裕一 | |
| 専務理事 | 嵯峨 哲夫 | |
| 常務理事 | 上原 裕史 | |
| 理事(非常勤) | 鈴木 一弥 | 京都府商工労働観光部長 |
| 理事(非常勤) | 秋田 公 司 | 京都府議会農商工労働常任委員長 |
| 理事(非常勤) | 上 田 誠 | 京都市産業観光局長 |
| 理事(非常勤) | 田 中 明 秀 | 京都市会産業交通水道委員長 |
| 理事(非常勤) | 中小路 健 吾 | 京都府市長会監事 |
| 理事(非常勤) | 汐 見 明 男 | 京都府町村会長 |
| 理事(非常勤) | 土 井 伸 宏 | 京都銀行協会会長 |
| 理事(非常勤) | 榊 田 隆 之 | 京都信用金庫理事長 |
| 理事(非常勤) | 白 波 瀬 誠 | 京都中央信用金庫理事長 |
| 理事(非常勤) | 森 屋 松 吉 | 京都北都信用金庫理事長 |
| 理事(非常勤) | 吉 田 憲 太 | 商工組合中央金庫京都支店長 |
| 理事(非常勤) | 渡 邊 隆 夫 | 京都府中小企業団体中央会会長 |
| 理事(非常勤) | 沖 田 康 彦 | 京都府商工会連合会会長 |
| 理事(非常勤) | 津 田 純 一 | 京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長 |
| 監事(非常勤) | 中 野 淑 夫 | 公認会計士 |
| 監事(非常勤) | 田 中 彰 寿 | 弁護士 |
| 監 事 | 木 村 賢 二 | |

組織機構図



本所・支所のご案内



本所



〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館内
TEL 075-314-7221 FAX 075-314-2034

■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

本所事務所の移転について(お知らせ)

平成31年2月頃、京都市内中心部にあたる四条烏丸付近(四条室町南東角)に竣工予定の「京都経済センター(仮称)」に当協会本所事務所が移転します。
京都経済界の中枢機関が集まることで、これまで以上に関係機関との連携を深め、「金融と経営の総合支援サービス機関」として中小企業振興、地域の活性化に取り組んで参ります。



丹後支所

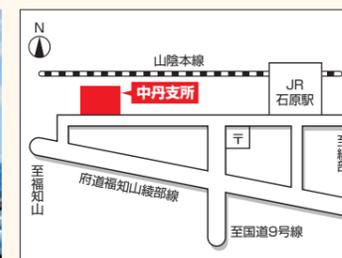
業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



〒629-2503
京丹後市大宮町周枳2226番地3
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613

中丹支所

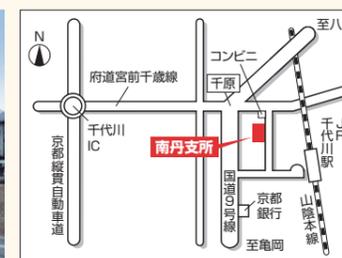
業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



〒620-0804
福知山市石原2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158

南丹支所

業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



〒621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737

山城支所

業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



〒611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<http://www.kyosinpo.or.jp/>

